

# 第一百二回 参議院商工委員会議録 第十五号

昭和六十年五月十六日(木曜日)

午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
降矢 敬義君

委員  
斎藤栄三郎君  
前田 熟男君  
市川 敬義君  
石井 岩本  
鶴井 佐藤栄  
佐藤栄佐久君  
杉元 恒雄君  
松尾 官平君  
松岡満寿男君  
山本 富雄君  
対馬 孝且君  
福間 知之君  
田代富士男君  
伏見 康治君  
井上 計君  
木本平八郎君  
村田敬次郎君  
田沢 智治君  
杉山 弘君  
児玉 幸治君  
黒田 真君

通商産業省産業政策局長 福川 伸次君  
通商産業省機械情報局長 平河喜美男君  
通商産業省機械情報局次長 木下 博生君  
工業技術院総務部長 棚橋 祐治君  
中小企業庁指導部長 荒尾 保一君  
資源エネルギー局長 柴田 益男君  
資源エネルギー局長 島山 裕君  
資源エネルギー局長 高橋 達直君  
中小企業庁指導部長 遠山 仁人君  
郵政省通信政策局長 奥山 雄材君  
労働大臣官房審議官 白井晋太郎君  
野村 静一君

委員

斎藤栄三郎君  
前田 熟男君  
市川 正一君  
一二君  
政光君  
久興君  
佐藤栄佐久君  
杉元 恒雄君  
松尾 官平君  
松岡満寿男君  
山本 富雄君  
対馬 孝且君  
福間 知之君  
田代富士男君  
伏見 康治君  
井上 計君  
木本平八郎君  
村田敬次郎君  
田沢 智治君  
杉山 弘君  
児玉 幸治君  
黒田 真君

事務局側  
常任委員会専門  
局長

説明員

通商産業大臣官房  
人事官  
労働省職業安定局高齢者对策部  
企画課長

七瀬 時雄君

○本日の会議に付した案件

- 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)
- 半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査  
(三菱石灰鉱業株式会社高島炭鉱における災害  
に関する件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案並びに基盤技術研究円滑化法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○降矢敬義君 私は本日は、一つは基盤技術研究円滑化法案と貿易研修センター法の廃止法案の二法案につきまして、同僚の対馬委員の一昨日の質問で若干残っている点がありますので、この点を質問をすることと、もう一点は、一昨日、昨日の審議を聞いておりまして、基盤技術研究円滑化法案についてはどうも胸に落ちないところがたくさんあるわけあります。審議を通じて私の感じました疑問点について幾つか、この二つの角度から質問させていただきたいと思います。

まず第一に、基盤技術研究円滑化法案についてあります。この法律案につきましては、審議を聞いておりまして、ほとんどの同僚委員あるいは通商関係の委員の皆さんも、非常になかなかわかりにくいということをよく言つております。法案に書いていることを読めば、なるほど書いてることはそのときは理解できるわけですが、特に答弁を聞いておりまして、聞いておれば聞いておるほどなかなかこれは難しい、わかりにくいといふことが潜んでおる、そういう感じを強く受けました。

もともと通産省は産業技術センターを構想していわゆる産業技術、基盤技術という問題は、こ

ておりました。それぞれ違った方向からスタートしておったものを、昨年の十二月二十一日の政府・与党の首脳会議で二つのものを一つにくつづけたがって、何か同床異夢を持ち続けるような法案の感じを受けてならないわけあります。この点について、そういう感じをこの審議を通じまして持ったわけでありますから、ひとつこの点について大臣から冒頭に所感をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 梶原先生、先般来

の法案の審議に参考をしていただきまして、その所感をいろいろとお述べになられたわけですが、ます、昨年の春以来、通産省は、我が国経済の長期的発展基盤を確保するとともに、国際経済の進展にも寄与するために技術開発を一層積極的に推進することが必要であると、こういふうに考えて、技術開発政策の方について産業構造審議会及び産業技術審議会において広く意見を集め、審議会からいただいた報告をもとに、国の財産の積極的活用、特別認可法人産業技術センターの設立等を図るということを決定をいたしました。

そして、今御指摘ありましたように、昨年の予算編成過程である十二月二十一日に開催された政府・与党連絡会議の場において、通産省の産業技術センター設立の構想は、当時の郵政省の特殊法人電気通信振興機構設立の構想とともに一本化されるということになりました。特別認可法人基盤技術研究促進センターの設立がこの場で決定をしていただいたわけであります。こうした経緯を経て通産省及び郵政省は本法案の立案を行い、所要の調整手続を経て内閣提出法案として取りまとめてるものでございます。

れからの産業政策あるいは通信その他の問題について全くとのできない、非常に緊急な、しかも重要なものであるという認識のもとにお願いをしておるのでございまして、梶原委員御指摘の非常に難解だという点も理解できるところであります。が、ぜひひとつ御審議を通じて疑問点を明らかにしていただきたい、このように認識をいたしております。

○梶原敬義君 今大臣から所感を述べられました。が、西省におきましては、この法律をつくるに当たりまして、非常に長い間の検討期間といいますか、構想段階、そしてある程度構想が詰まって、通産省では産業技術センター構想、それに基づいて法案の作成、そしてそれが十二月二十一日には一本にひつける、こういう一つのプロセスがあるわけですが、その前の構想段階から段階を追つて、ひとつ経過について、郵政省の方も同じであります、が、御説明をお願いをいたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 私どもが産業技術政策の検討を取り上げようということになりましたのは昨年の春でございます。長いこと石油ショックに見舞われまして世界経済は停滞をいたしておったわけであります、八〇年代に入りました、マイクロエレクトロニクスとか新素材とか、あるいはバイオテクノロジーとか、アメリカあるいはヨーロッパでも大変新しい先端技術の芽が吹いてきて、各国も積極的に取り上げておったわけでありまして、これがまた世界経済の活性化の大きな源泉になる、こういう事態を感じ取つたわけでございます。

それで私どもは、昨年の六月ごろから産業構造審議会の総合部会に企画小委員会を設けまして、そこで今後の産業技術に係る諸政策につきまして御提言をお願いをいたしました次第でござります。その結果、八月二十三日に中間報告をちょうだいをいたしました。この中間報告は、新しい、現段階にあります技術開発の意義、それから今後の政策のあり方を中心にお取りまとめたとしておるわ

けであります。が、今後技術開発政策を進めるに当たっては、政府の役割と民間の果すべき役割、これをその適切な役割分担のもとに、従来ありました諸政策をさらに補完をするためにいかなる政策をとるべきであるかということを御提言をいたいたわけでございます。

政府の果すべき役割と申しますのは、これはもう民間でやれないような大変学術、原理的なもの、あるいは超長期にかかるような、リードタイムのかかるようなもの、あるいはリスクが大変大きいというようなものは、政府でしかるべき予算措置を講ずるべし。一方、また民間においても、日本の研究開発において大きなウエートを占め、研究開発でなければ約七割を占めております民間も、従来のように商品化あるいは開発ということだけではなくて、応用研究、さらにさかのぼって基礎研究にもこれを振り向けていくべきことである、一つには税制上のインセンティブ、もう一つはそのリスクマネーの供給の多様化ということを

御提言をいただき、出資とかあるいは融資につい

ても条件つきで無利子融資を行うというようなり

ます。さかのぼりますと、五十八年の三月に臨調

の最終答申が出まして、電電の民営化という線が

出されましたを受けまして、政府といしまし

てはその協調の答申を最大限尊重するという立場

から、第一回国会を中途に電電改革三法案を提

出する諸準備に取りかかったところでございま

す。

五十九年の四月に電電改革三法案が国会に提出

される運びになりましたけれども、もう既にその

段階におきまして電電の民営化というものは国

財政赤字を埋めるための民営化であつてはならな

いという話が各方面からございまして、この点

につきましては、政府並びに党の方も、電電の民

営化はあくまでもこれから高度情報社会をにな

らう電気通信の多様化、高度化に対応するもの

であつて、赤字解消のためのものではないという

はつきりとした目的意識が鮮明にされたところでござります。

それで私どもは、八月に、先ほど大臣が御答弁申し上げましたような概算要求を出し、それをさらに予算

の折衝の過程でそういった学識経験者の御意見を承りながら、それのあり方をさらに詰めてまい

たわけでありますが、最終的な御報告を十一月末にちうだいをいたしました。それをもとに例ええば國

有財産の活用等につきましても、予算要求と並行

いたしまして、理財局等々と、財政当局とも検討をいたしておった。こういうことでございまして、予算編成が最終段階になって、先ほどのセンターの関係は大臣が御答弁申し上げましたよう

経緯に至った次第でございます。

○政府委員(奥山雄材君) 郵政省が電気通信振興機構から今日の基礎技術研究促進センター設立を検討してまいりました経過について申し上げたい

と思います。

こちらの方の構想につきましても、通産省の構想と同様、長い検討期間があつたところでございま

す。さかのぼりますと、五十八年の三月に臨調の最終答申が出まして、電電の民営化という線が

出されましたを受けまして、政府といしましてはその協調の答申を最大限尊重するという立場から、第一回国会を中途に電電改革三法案を提出する諸準備に取りかかつたところでございま

す。

五十九年の四月に電電改革三法案が国会に提出される運びになりましたけれども、もう既にその段階におきまして電電の民営化というものは国

財政赤字を埋めるための民営化であつてはならな

いという話が各方面からございまして、この点につきましては、政府並びに党の方も、電電の民営化はあくまでもこれから高度情報社会をにならう電気通信の多様化、高度化に対応するものであつて、赤字解消のためのものではないというはつきりとした目的意識が鮮明にされたところでござります。

それで私どもは、八月に、先ほど大臣が御答弁申し上げましたような内容を裏づけました制度

の見直しということが盛り込まれてあるわけでござります。

私どもは八月に、先ほど大臣が御答弁申し上げましたような概算要求を出し、それをさらに予算

の折衝の過程でそういった学識経験者の御意見を承りながら、それのあり方をさらに詰めてまい

たわけでありますが、最終的な御報告を十一月末にちうだいをいたしました。それをもとに例えれば國

の分野において大きな役割を果たさなければならぬということが指摘されたわけでございます。

そうした観点から、当初の構想では電電の改革をいたしておった。こういうことでございまして、予算編成が最終段階になって、先ほどのセンターの関係は大臣が御答弁申し上げましたよう

三法と並行して株式の処理というものをいかに活用するかということが真剣に論議をされ、その一つの方策といたしまして電電の株式を政府に現物

出資することによって電気通信振興機構というようなものをつくり、その原資によつて将来末長く電気通信関係の技術開発を進めてまいることが至当であろうという結論を持ったわけでございま

す。

そこで、ちょうど時あたかも六十年度予算の概要求の時期に当たつておりましたので、郵政省といたしましては、今申し上げましたような構想を具体化すべく予算の概算要求に臨んだわけでござります。しかしところ、電電改革三法の議論の過程で、総理あるいは郵政大臣、大蔵大臣等から、株式の処理については国会の審議の過程並びに電電の資産が形成されてきた経過を踏まえて、国民の利益になるようなものに使うべきであると

いう答弁がなされたところでござります。

それを具体化するものとして、私どもは振興機構の具体的な内容を財政当局とも協意折衝してきました。そこで私どもは、ただいま御指摘がございましたように、最終的に予算の政府原案が固まります段階の昨年の十二月二十一日の政府・与党連絡会議におきまして、先ほど大臣が御答弁申しましたように、通産省から出ておりました

産業技術センターとあわせまして、これらの二つの法人の設立要求にかえて今日の基礎技術研究促進センターという形で結実したわけでございま

す。

したがいまして、これにつきましては長い懐妊期間があつたわけでございまして、政府の見解として両省の要求を一本化するという結論が出た暁におきましては、昨年の十二月の末以降通産省と

は緊密な連携をとりながら今回の法案の準備作業に向けて、銳意両省がそれまで検討してきたものが最大限生かせるよう、しかもそれが木に竹を

接いたものにならないようとにどう観點からこの作業を行ったものでございまして、私どもといなしましては、現時点では現在の法案はとり得る最良の方策であつたんではないかというふうに考へておきまます。

○梶原敬義君 今のお答えを聞いておりますと、通産省の産業技術センター、この構想というのにはたかだか始まって去年の春からです。それから今、奥山局長ですか、郵政省から言われましたのが、これは随分長い間検討期間を置いたと、こう言われておりますけれども、これも今のお話聞きますと、我々の一般社会的常識からいきますと、そう長い検討期間ではないわけですね。普通やつぱり、じっくり構えて、そして、よし、これはいい、やううと。どうもそういうところがなくて、思いつきか、ある日突然現状に追われて飛び出してきました、こういう感じを強く受けます。その点について、いやそうじゃないという御意見があればぜひ聞かせていただきたいと思うんです。

両省からお聞きをしておりますと、やはり遺  
つたもの、今いみじくも竹に木を接いだというう  
現が郵政省の方からお話をありましたが、どうも  
そんな感じを私も強く持つておるわけですが、そ  
もそも政府の与党首脳会議の中で言われたからし  
ようがない、もうやむを得ないという形でそれを  
譲歩したものだらうと思うんですが、やっぱり  
この点については両省とも、事務局としてはその  
会議の中でどれだけ一体頑張ったのか。内容はあ  
れなんだけれども、意に沿わないんだけれども、  
言われるからもうしようがないという形で、どうも  
そういう形になってしまつたんではないか。そ  
この姿勢を私は問いたいと思うんですが、いかが  
でしようか。

○政府委員(福川伸次君) 私どもは、大臣も当委  
員会でしばしば御説明申し上げておりますよ  
うに、技術開発政策、特に先端技術の開発、創造的  
な技術の開発というのは私どもの政策の最優先順位  
位ということで六十年度の予算編成には臨んだ次  
第でございます。したがいまして、この産業技術

センターの構想も、これもまた税制あるいは今の御提案申し上げております制度改革とあわせまして、大変重要な政策ということで対応をしてまいりました次第でございます。もちろん時間的には予算編成というところで大変な制約はございましたが、私どもいたしましては、この開発銀行の出資についても、これは恐らく財源の種類の問題で、私どもの政策意図は達成できるであろう、こう考えた次第でございます。

他方、通信関係というのも、情報化社会の構築というところから言えども、これもまた大変密接、関連の深いものでございますし、もしこれで私どもが考えておりますようないわゆる民間の活力を從来の開発段階、商品化段階から応用、さらにはかかるべく基礎研究の方に振り向けていく、こういうことについてのニーズがあり、かつその手段が有効であるならば、これはあえて繩張りを言う必要もなく、そこは融合してやっていく余地はあるんじゃないか、かように考えた次第でございます。そして、郵政省とも予算の編成の過程で、その辺はいろいろ大蔵省も交えながら検討をいたしました。その結果、今申し上げましたようなニーズもあるし、手段も類似のものでやつていてける。こうしたことでございまして、この両省との間で一本化をしていくということは可能であるというふうに判断をいたした次第でございます。

以後、予算の最終的な形つけ、あるいはこの法案につきましてもそういうことでありましたので、いろいろと郵政省とも十分協議したものでございまして、私どもとしては、これも従来私どもの一応の政策の体系は実現し得る、こういう判断のもとでこの方向に沿った対応をいたしました次第でございます。

うに頑張ったのかということをございますが、事務当局並びにさらに大臣も含めて予算折衝の最重要課題として取り組まれたところでござります。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、これが政府全体の大所高所の見地から政府全体を総合調整するお立場の方々をも含めて御決定があつた際には、私どもも基礎的な研究開発というものが通産省の所管しておられる研究開発と郵政省の所管している技術開発というものがうまく融合し得る道があるということに思いをいたしまして、当初考えておりました、国が主導で必ずしも振興機構というようなものをやるよりも、むしろ民間の活力を投入することによって新しい世界が開けるんじゃないかという結論に至つたわけでございまして、それまで私どもが郵政省という立場から要求してきたものが、より高い立場から、アウフヘーベンといいましようか、止揚されたといいましょうか、より高い次元でこれが統合、融合されたものにつきまして私どもも全面的に賛意を表しまして、それ以降、先ほど福川局長からお話をございましたように、通産省とは水も漏らさないような密接な連携のもとに作業を進めてきたところでございますので、ひとつよろしく御了解を賜りたいと思います。

○梶原敬義君　どうも差しさわりがありますから、答弁される内容というのはそれ以上のことは出られないと思うんですね。

私は最近の傾向の悪いところといいますか、國のやり方は、土光さんが第二臨調をやつた、それで行革大綱を決めた。財政が悪い、大蔵省が強いい、こういう状況の中では、やっぱり幾らこれはやりたい、正しい、こういう信念を持っておつても、そういうところからもう何もかも押し流されていく。だから、あなた方は優秀かもしれませんのが、これは話は飛躍しますが、かつて日本が第二次大戦に移った状況の中でやっぱり優秀な官僚もおったんでしょう。しかし、裁判所も官僚も総ぐみでやはり戦争態勢の中に入つていったじやないですか。

あなたたちは、今言われますように、両方ともこれでいこうとして、どうもそれがここで調整されて、もう國の方針だからということで、それに対してどれだけ体を張ってこの通信機構が正しいんだと頑張ったのか、その証左がこの国会審議を通じてびりびり出てこないんです。出でてなくて、もう言われたからこれでいく、もうしようがないからと。裏ではぐずぐず両省の関係のことが耳に入りながら、そして結局口では、これでひとつ民間活力、民間において行われる基盤技術の向上を図る、こういう言い方なんですね。どうもそういうところが、審議を聞いておりまして納得できなしし、あなたたちの何というか、気迫というものが受け取れないわけで、大変不満であります。

これが本当に目的の第一条に書いておりますよう、「國民經濟の健全な發展及び國民生活の向上に資するとともに、國際經濟」云々と、こういうふうになりますと、やっぱりこれはその中で、しかも両省のことだけでこういうことというのは、どうも目的の中では、目的と國民が受け取る、我々が受け取る間にはちょっと差が出てくるわけですね。結局、今國民生活の向上やなんかで一番大事なのは何かといふと、やっぱり人間の生命にかかる研究やなんかというのは、これはほんかの通信よりもあるいはいろんな高技術の開発の問題よりも、もっともつと、これは関連はしますけれども、やっぱり大事な問題じゃないです。あるいは食糧の問題とか、やはり生き死にに關係する問題というのは大事なんですね、それはそつちの方でやりますと。

今、非常にいい構想は立てておられるけれど、國民全体のものになり得ない非常に狭い範囲のものになつていて。だから予算といつたら一体どうなるのか、これもはつきりしないわけで、予算の關係については後ほど質問をいたしますが、要するにどうも木に竹を接いだような中身になつていいやしないか。それでそこから果たして芽が出て、花が咲いて実が実るのか、この辺を強く危惧する

んですが、いかがでしようか。

○政府委員(福川伸次君) 大変厳しい御指摘をいたしておられるわけありますが、今、一つにはこの取り上げる対象の点についてお触れになられました

ただいておるわけありますが、今、一つにはこ

の取り上げる対象の点についてお触れになられました

したが、私どもは今回いろいろ審議会等の御意見をしていく必要はあるんであろうと思っておりま

す。もちろん国の研究機関の予算も充実をしなけ

ればならないという面もありますが、今の日本の

置かれている現状を見ますと、やはり民間技

術、民間の力をもう少し基礎研究に振り向けてい

くということが、それぞれの企業の活力も生か

す、技術開発にも至る道である。かように考えて

おるわけでござります。

したがいまして、今いろいろ生命に関するもの

あるいは食糧に関するものと御指摘がございまし

ていう形に結びついて、経済の活性化に役立つものということを期待をいたしておりますし、またそれを期して運用してまいらねばならないという

決意であります。

○梶原敬義君 次に移りますが、ちょっと大きな

話ですが、日本という国、日本人をずっと眺めて

みますと、もう古代から、昔は中国大陸、朝鮮半

島を渡って、仏教、宗教とかあるいは文化とか、

あるいは各種生活部面にわたる生産技術やその他

というのは、ほとんど日本はやっぱり物まねやつ

てきておつたと思うんですね。それから近代にな

りますと、西欧の文化や、あるいは進んだ技術を

取り入れて、戦争の仕方まで昔は孫子の兵法やな

んか中国の、最近はドイツやイギリスへ行って軍

隊のあれまで習つてきてる。要するにそういう

ことで、いいか悪いか、いい面と悪い面あると思

いますが、ずうと進んできたわけですね。です

から、こういう状況の中で、通産省が今言われて

おりますように、基礎技術や基礎研究はおくれを

と、現在主として国の研究機関が中心に進めてお

るわけありますし、またそれをうまく成果を出

いうか、ポイントがそれぞれれているような気

がいたしました。

要するに、日本の国民性というのは、むしろ物

をねすることが非常に合理性があって、短い間に

他を追い抜いていることにもつながつてきてい

ると思うんですが、しかしこの反省の上に立つ

てやるというなら、大臣、やっぱりこれだけじ

からその点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 日本の国民性として

いろいろな経緯を御指摘になられまして、私も

このことに関してはいろいろ考えておるところで

ござりますので、若干お答えを申し上げたいと思

います。確かに日本の伝統文化というものは古く

は中國から伝わったものが非常に多かったと思いま

ます。そして、そういったものの上に立つて日本

の長い歴史があつたと思うんでございますが、い

りますが、確かに日本の伝統文化というものが多

かるといつたものでござりますが、私はさしがち

であります。予算的に見ましても、あるいはスケール

の点から見ましても、とりあえず郵政省、通産省

所管の基盤技術に限るということにしたわけであ

ります。予算的に見ましても、あるいはスケール

の点から見ましても、とりあえず郵政省、通産省

所管の基盤技術に限るということにしたわけであ

ります。

○梶原敬義君 郵政省の局長にエールの交換をや

ります。

さて、当面、六十年度予算と六十年度の事業計

画、運営というのは大体この法案でわかるんです

が、先のことがわからないんですね。先の問題

で、先々一体どういう規模でどうするのか、どう

いう運営計画を立てていくのか。これは非常に日

的や何かの書き出しがしっかりしているだけに先

のことがどうも。

まあ民間民間言われますから民間のことを言い

ますと、私も民間で仕事をしていろいろ企画や何

かの仕事をもしたことがあるんですが、普通やっぱ

り計画を立てるときは一年じゃないですね、二年、三年、四年、ずっと先々。一年や二年の計画というのはだれでも立て切れますわね。しかし、それがすうと人々が見通せるかどうか、それに対しても決断できるかどうかがポイントになるのですね。そうしますと、まあ民間民間言われますから申し上げますと、どうもそういう点からいきますと、この計画の構想というものが、今はわかるんだけど、先は一体どうなるのかさっぱり見通せないわけです。まず、一体財源はどうするのかですね。そしてどのくらいの規模で一体どういう事業あるいは運営をやっていくかとしているのかですね。それが大体五年や十年先になりますと、ここに書いてありますように、国民生活について、そのくらいの金を入れたらどのくらいのバランスで五年や十年や将来にはね返ってくるのか、そういうアウトラインみたいなものが、なかなかこれからだけじや、あるいは審議を聞いておりましても、びんとこないわけであります。

事務局の方で、きのう呼んで聞いておりましたら、アメリカの話もちょっと出ました。大変な大ききな予算で云々といふ話を出ておりましたが、その辺についてお聞きをいたします。

○政府委員福川伸次君 確かに長期の計画、これももちろん我が国の場合、予算単年度主義でござりますので、財源まで判断をしてということになると、なかなか将来の展望は難しいわけですがあります。

六十年度は半年度予算で四十億ということになります。これ、当初でございますから、比較的規模としては、まだ準備期間もございましょうから。したがいまして、六十一年度以降私どもとしては、これはかなり民間でもニーズの高いものでありますし、また技術自身が日進月歩で進んでいくものですから、長期の計画としてこれで幾ら、幾ら、幾ら、というにしてはこの基盤技術の範囲が広いわけでありますので、なかなか立てにくいわね。そこでございまして、率直に申しまして、それぢやさらに六十一年度は幾ら、六十二年度は幾らとい

うことにについての展望は難しいわけであります  
が、今後また民間自身がどういうような研究開発  
プロジェクトを持つていくのか、あるいはその資  
金手当、リスクマネーの調達ということについ  
て、どの程度政府に依存していくかということに  
絡むものでありますから、また片方財源自身も、  
いろいろ財政の厳しい折で展望がつきにくいもの  
ですから、今申し上げているようにやや抽象論に  
なるわけであります。  
私どもとしては、六十年度の半年で四十億、一  
年に直せば八十億であります、これについては  
六十一年度、六十二年度ということで、これもそ  
の財源の規模も徐々に着実にふやしていきたい、  
こういうことで技術開発のおくれに支障のないよ  
うなものを、今後の事態の推移を見ながら真剣に  
検討してまいりたいと思います。  
**○梶原敬義君** その点については郵政省の方も同  
じことだらうと思うんですが、N T Tの配当金、  
要するに三分の一の株式を産投会計に移して、そ  
してそれから上がってくる配当金、きのう大蔵省  
の答弁では、一〇%見た場合に年間二百六十億、  
だから五%と見るとその半分と、そこら辺でふわ  
つごういう話なんありますが、これはもし今令  
構想されている財源の主なものは、ほとんどN T  
Tの配当がどうも当てになつて、こうとつて  
いいんでしょうかね。  
そうすれば、これがうまくいかなかつた場合、  
これは第二電電が出て競争して、東京や大阪や、  
関東と関西のいいところに線を引いて、そこで事  
業をどんどんどんどんやつて、そしてN T Tじ  
てこれ競争できぬから、これに競争させるためには  
もつと下げる。下げますとトータルでもううまく  
いかない、そういうことで利益率が下がり、なか  
なかうまくいかないようなことが五年、十年先に  
なつたら考えられるかもしね。そういうとき  
には一体財源とかあるいはこういう問題について  
はどうしようとしているのか。いや、これは当面  
単年度主義だから、つくればあとは後のことだ  
と、これでは局長ちょっと無責任ですね。この点

○政府委員(橋川伸次君) 私どもも産業投資特別会計の財源、これは本来大蔵省の御所管ではあります、私どもとしても今回これで発足いたしました制度が着実に伸びていくよう、大変な大きさに興味を持って見ておられます。六十年度は、確かにまだ新電電の配当は入らぬ形で、産投会計の独自の財源で賄われたわけであります、六十一年度以降にはこの新電電の配当金あるいはまたそれに加えて新専売の配当金等も入ることが予定されておるわけであります。私どもとしても、この民営化されましたNTTが適切な経営が行われていくことを期待をしておるわけでございます。そういう意味では、産投会計の原資ということについての充実が図られる一つの有力な方法であるわけでありまして、今お話しのようなことがございましたが、NTTについては恐らく私どもとしても適切な経営が行われているというふうに思うわけでございます。  
いずれにいたしましても、昭和六十一年度以降について、民間のニーズを踏まえて十分資金の確保を図りたいというわけでございますが、今申し上げましたように、産投会計としては十分な財源が何とか確保できるよう、私どもとしても大いに関心を持って見守っているわけで、センター事業の円滑な遂行に支障がないように、財政当局とも相談をしてまいりたいと思っております。

言え第一電電、第三電電のかなり激しい角争が  
あるものの、依然として A T T が九四%、第二電  
電に相当する新規参入者が四%、二%、その他幾  
つか合わしてあとの残りの一%といったような状  
況でございますので、日本におきましてもかなり  
そういった状況は続くと思います。しかも、新電  
電におきましては優秀な経営陣がそろつております  
し、これまで培われました優秀な技術力等を考  
え合わせますと、適正な競争場裏において、かつ  
適正な料金体系のもとに安定的な配当金の収入が  
得られるというふうに期待をしております。それ  
が何%になるのかということは、私ども、今この  
立場で予測を申し上げるのはいかがかと思ひます  
ので、その点は御勘弁いただきたいと思います。  
○梶原敬義君 そうしますと、将来の事業規模と  
か、あるいは要するに大きな将来の構想なんです  
が、一体どういうところを構想しているのかさつ  
ぱりわからぬ。アメリカでは、きのうちよつと  
聞きましたら、N S F ですか、これはナショナル  
・サイエンス・ファウンデーション、この N S  
F、これは三千三百億、このくらいで技術開発や  
なんかやつて、こういうことをちょっとと聞い  
たわけであります、日本の場合はこういうところ  
まで行かぬだらうけれど、こういう配当金やな  
んか、産投会計からどんどん繰り入れていって、  
どのくらいの規模に将来持つてこうとしている  
のか、そこ辺の構想というのは、計画段階では  
一定程度はあると思うんですが、その点について  
はいかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘のように、ア  
メリカは大変予算も充実をして、今御指摘のよう  
に全米科学財團——ナショナル・サイエンス・フ  
ァウンデーション、御指摘いたしましたよう  
に、八五会計年度で十四億ドル強、約三千三百億  
円で産官学の連携のための助成金を出しておるわ  
けであります。そのほか、アメリカは、当委員会  
でも御審議がございましたように、かなりその研  
究開発費に占めます政府の負担割合は大きいわけ  
でありまして、そういういろいろな予算が、例え

ば宇宙開発その他から出でるわけあります。そういう意味で言えば、政府の負担割合は日本の方が低い、というのが現状であるわけあります。

しかし、日本の民間の技術力というのも潜在力はかなりあるわけで、それをここに振り向けていこうと、いうのがこのセンターの構想でございまして、日本としても、この産業投資特別会計の財源、これはなかなか制約がございますので、今すぐこのナショナル・サイエンス・ファンデーションのようなところまではいかないにしても、もう少し頑張つたらどうかという御指摘でございました。私どもとしても、今それじゃ今後の財源対策等を見て、どの程度までいけるかという点についてまだ確たる見通しはございませんが、このセンターの規模というのは、もしこのよう仕組みが、相当私どもとしてはニーズが高いと思つておりますので、今後とも、その金額は幾らかという点の展望は持ち合わせませんが、この事業規模といふのは、大幅に拡大をさせていきたいと、かように考えております。

○梶原敬義君 それも一応、なかなかこう何回聞いてもわかりにくいからもうその点については終ります。

民間という話がもうちょっと出ますね。民間にやつてもう、特別認可法人で民間でやる。ただ、きょうテレビで神戸市のこのやり方というのが出ておりましたが、いろいろ神戸市は、これは民間か公かと言つたら、官ですか、公の方ですが、これはまあいろんな事業収益、配当金等があつていろいろ事業ができると。それから、これはいいか悪いか、自然の関係で問題があるかもわかりませんが、ポートピアとかあるいは六甲アイランド、これは神戸市が発想してやらしている。これは収益を取る。とつたところは、した跡地は大きな団地になつていて。

何でもかんでも民間、民がいいなんという物の考え方はどこから来るのか。今までのようなことをやついたら皆悪くなるだろう。みんな絶ざんげすればいいわけですがね。どうも私は、民間の

立場にずっと仕事をしてきたのですから、民間のいいところと悪いところ、よくわかる。何でもかんでも民間、民間というのはちょっとと言い過ぎじゃないかという気がします。

セメントの、日経連の大槻さんにも、あるいは国鉄の監理委員会の亀井さん、セメントが苦しくなりましたら、あなた方通産省は産構法の中に入れまして、そして自由な競争を制限して、そして設備を一部スクランブルして、そして価格の維持を一体どうさしていくかというような手を加えている。これは官が加えています。あるいは電線もそうなんだ。電線も、もうこれは乱立きみで過剰生産傾向だった、これは通産省が入りまして、そして生産調整した。そして大手の企業といふのは生き延びていくような手を打つていて。それは官の恩恵をこうむっている半官みたういう非常な立場にある大企業、まさに非常に絶えず競争場裏にさらされている中小とこれは違うわけです。しかし、それを民と言つてるのは、官の恩恵を非常にこうむっている皆さんが中心になって叫んでいるわけです。それで、この体中小の立場はどうなるのか。

時間も来ましたから詳細については述べませんが、中小企業の試験研究費などというのは大企業に比べても非常に少ないので、この法案を審議をするに当たりまして、一体中小の立場はどうなるのか。

○政府委員福川伸次君 今御指摘のように、日本の中企業も技術開発力を充実することによって将来の発展の道を見出そうという機運が大変高まっています。アメリカにおきましても、おし

る最近では、いわゆるベンチャービジネスと言われるような中堅あるいは中小、これがかなり研究開発を強力に進めているという事態もござります。

今回、ここで御提案申し上げております法案は、いわゆる基盤技術ということで、各産業に横断的にその影響度あるいは波及性の高い、将来発展の源泉となるような技術を取り上げているわけございまして、私どもとしても、もちろんその意味では、先ほど申しましたような事情を踏まえてみますれば、中小企業としても十分利用可能であるわけありますし、またその利用も期待をいたしておるわけあります。また、国有財産の廉価使用といったような問題についても、中小企業が大いにこれを活用していただくというようなことを考えておるわけあります。

中小企業の技術力の開発、充実というのには、そのほかにも幾つかの施策が用意されておるわけでありますし、例えば、今回の税制改正の中で、中小企業の技術開発について従来の増加試験研究費の税額控除制度に加えて、新しい制度としてわざる増加部分でなくして、研究開発に根っこから六%の税額控除をするといったような施策も強化をいたしたわけでありますし、また今国会には、別途中小企業技術開発促進臨時措置法案も提出をして、中小企業の技術基盤の強化ということに力を入れておるわけあります。

この法案の運用におきまして、冒頭申し上げましたような内外の諸事情もございますので、私どもとしてもこの運用に関しましては、今梶原委員御指摘のように、いやくも中小企業に対しても不適切な差別するとか、使いにくくするといふことがあつてはならない。むしろ中小企業も十分利用していただくという方向で、運用については万全を期したいと考えております。

○梶原敬義君 局長の前向きの答弁を素直に受けたいと思います。

そこで、この法案のセンター等ができた後は、出資とかあるいは融資の関係について、やっぱり

一定程度中小企業にはもう枠みたいなものを初めての局長がやつて答弁した話だからなんということになる可能性だってあるから、ひとつその辺について前向きに答弁をしていただきたい、三割と言わず五割でもいいんですが。

それからまた、役員体制あるいは評議員ですか、そういう体制の中も、きのうは会長、理事長、これはまあ二人も要らないんじゃないかといふ議論も出て、私もそう思いますが、それはそれにしておきまして、役員の中に、もつと本当に競争場裏にさらされている中小企業の立場がわかる者が一体どれだけ入っておるのかというのも大きなポイントですから、この二点についてお伺いします。

○政府委員(福川伸次君) 今の予算の配分についてどのように割り振るかというお話をございますが、今回の技術開発の予算是、それぞれ技術開発の課題について政策的な重要性を総合勘案して配分するというのが私どもとしてはとるべき態度だと思っております。もとより、中小企業の技術力の向上を図ることは大変重要なことです。いろいろな中小企業技術開発の諸施策を今年度から大変強化をいたしましたのもそのあらわれでございます。

それから、予算を果たして事前に割り振るのがいいかどうかというになりますと、最初に申しました、やっぱり技術開発を大いに進めていくという観点からその配分はすべきだと思いますが、先ほども申し上げましたように、ここで中小企業関係が少なくとも使いにくいとかいうことにあってはならないわけでありまして、そこでは運用の面で十分中小企業を使えるようなことで、運用に万全を期すということで御理解賜りたいと思います。

また役員の体制でございますが、評議員等については、これは基盤技術について学識経験を有す

る方をお願いするということでございます。私どもとしても、いわゆる基礎技術についての学識経験を有する人々、これを公平にいたしたいと思うわけでございまして、私どもとしても当委員会での御審議を踏まえて、この人選については十分セレクターを指導してまいりたいと思います。

いかれることだろうと思ふんですが、この点については繰り返して申し上げますが、やっぱりハンディのある中小企業の皆さんのが利用しやすいように、そして借りやすいように、あるいは仕事ができるようになつていただきたい。

時華やかに言つておりましたが、どうも最近そういう花形の幾つかが経営がおかしくなったり、これから半導体も非常に競争が厳しくなってきて、超LSI一個当たり三千円していたのがもう千円割ったとかなんとかいつて、これはまた大変なことになってきているわけです。これは、今民間の、臨調や行革を言つている方々の理屈で言いますと、ほつたらかして自然に競争させてそのままほうつておけと。これはいいかもわからぬけれども、しかしそらは簡単にいかない。やっぱり通産省が中に入つて生産調整やなんかするようになるんではないかと思ひますが、いずれにしてもそらいう流れの中でベンチャービジネスやなんかも非常に厳しくなってきますね。こういう育成等についてもこの法律だけでやれるわけではないのですが、やっぱり言う以上は、ここら辺にもやれるような手が打てるのかどうか。さつきのと二点につづいて。

象事業につきましては主として応用段階から実施する技術プロジェクトを対象とする、また、出資対象事業につきましては、二以上の企業等が共同して行う基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発プロジェクトを対象にしよう、ということでございます。また、具体的に出融資の対象プロジェクトの採択に当たりましては、今後より具体的な対策ができるわけでありますけれども、恐らく対象に取り上げてまいります技術プロジェクトというものが、日本の技術基盤の強化に相当程度寄与するものであるかどうか、あるいは出資先、融資先の技術力等が試験遂行能力があるかどうか、あるいはまた資金的な能力があるかどうかといった点で検討されるわけでございまして、御指摘になりましたような中小企業の関連、この点についてはこの運用の段階で中小企業が不適に不利になるとのないような運用をいたしたいと考えております。

の対象プロジェクトの採択に当たりましては、今後より具体的な対策が出てくるわけでありますけれども、恐らく対象に取り上げてまいります技術プロジェクトというものが、日本の技術基盤の強化に相当程度寄与するものであるかどうか、あるいは出資先、融资先の技術力等が試験遂行能力があるかどうか、あるいはまた資金的な能力があるかどうかといった点で検討されるわけでございまして、御指摘になりましたような中小企業の関連、この点についてはこの運用の段階で中小企業が不適に不利になるとのないような運用をいたしたいと考えております。

第二点のベンチャービジネスについて、これはこの法案だけではございませんけれども、そのほかの諸施策も通じてこのベンチャービジネスとくらべて十分育っていくようにという御指摘がございました。確かにそういうふたつのベンチャーティカルな技術開発というのは、これからも大変将来のフロンティアを開く上で重要な役割を果たすというふうに考えております。

いる考えてみますと、行き着く先是はどういうとこうかと、この基盤技術研究円滑化法案の目指した、志している方向とは別かもわかりません、行き着く方向は、大企業といいますか、力のあるところにいろいろなスポーツライトが当てられたような形でどんどんどんどん進んでいくような気がしてなりませんね。だから、それじゃ困るということをずっと言つてきたわけでありまして、実際にそこは大臣のお考えをお伺いしたい。

○国務大臣(村田敬次郎君) この法律案につきましては、規模の大小を問わず、広く民間の試験研究を促進するということを目的としておるわけでございまして、したがつて国有試験研究施設の廉価使用やセンターを通じた出融資事業などは、みずから技術開発を実施しようとする中小企業にとっては十分活用し得る制度だと、このような理解をいたしておりますし、技術開発に積極的に取り組もうとしておる中小企業が現在増加しつつある。こういった状況を見ますと、この法案に盛り込まれた措置が今後多くの中小企業に利用されることが期待をされる。この法案が中小企業の技術開発の活性化に大きく貢献をするものだと、こういうよろしい理解をいたしておりまして、先ほどどういたしまして、福川局長からも申し上げましたように、さらにこの法案のほかにも、特に中小企業を対象とした中小企業技術開発促進臨時措置法案を国会に提出しておりますし、また中小企業技術基盤強化税制の創設なども行つたところでありますし、そういうふた中小企業技術開発関連施策とあわせまして中小企業の技術開発の活性化に万全を期してまいりました。そして、技術開発の問題は、中小企業、大企業を問わず、國の今後の産業にとって非常に重要な問題でございますから、大所高所に立つた運営でも生かしていただきたい、このように考えておるところであります。

○梶原敬義君 ゼひそういう方向で頑張っていただきたいと思います。大臣の今の考え方をいつまでも生かしていただきたいと思います。

この法案の、この問題について最後ですが、僕

○國務大臣（村田敬次郎君）　この法律案につきましては、規模の大小を問わず、広く民間の試験研究を促進するということを目的としておるわけでございまして、したがつて国有試験研究施設の廉価使用やセンターを通じた出融資事業などは、みずから技術開発を実施しようとする中小企業については十分活用し得る制度だと、このような理解をいたしておりますし、技術開発に積極的に取り組もうとしておる中小企業が現在増加しつつある。こういった状況を見ますると、この法案に盛り込まれた措置が今後多くの中小企業に利用されることのが期待をされる。この法案が中小企業の技術開発の活性化に大きく貢献をするものだと、こういうような理解をいたしておりまして、先ほど福川局長からも申し上げましたように、さらにこの法案のほかにも、特に中小企業を対象とした中小企業技術開発促進臨時措置法案を国会に提出し

なと思ったんですね。これは財源はNTTの配当を充てるということで進んで、とにかく去年の十二月二十一日ごろ来ておるわけですから、産投会計の改正案が出ておりますし、株を一体どう扱うかということが決まって後、それから財源もできたと、少なくともそれがある程度めどがついて審議に入るようなやり方をしてもらわないと、どうも国会審議軽視といいますか、これはもうどうでもいいんだと、そんなことはどうでもいいんだと、こういうやり方にはどうも納得ができない、このことを申し述べておきたいと思います。

それから最後に、貿易研修センター法の廃止の問題であります。これはもうあと一、二分しかありませんから多くを申し上げませんが、今のようなら貿易摩擦の時期でありますし、貿易というのは、どつちかというと今まで輸出中心に物を考えりやいいような国の考え方ではなかつたかと思つんですが、貿易摩擦が非常に起こつてゐる段階でこれを廃止すると。廃止する理由は、これを一方でやるから、一方はやっぱり行革の関係で残すわけにいかない。いいものは残して、悪いもののは、だれがどう言つたって頑張ると。一本や一本多いつたつて、それで国民がどうこう言つてゐるんじやないし、そう問題ぢやない。なぜ一体これを今廃止するのかどうしてもわからぬですね。それだけ一点お聞きしたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 国際化が進展している今日、国際人の養成を図る、こうした研修センターの業務が非常に重要ではないかという御指摘をいただきまして、大変ありがたく感じておるわけでございます。

確かに、年末の閣議決定におきまして、基盤技術研究促進センターを設立することに伴つてこの研修センターを認可法人たるの地位を失わしめりでは、一つの行革のルールにのつとつたものだよ、こういうことが決定されております。その限りでは、一つの行革のルールにのつとつたものだよ、こういうことでござりますが、私どもいたしましては、そういう受け身のとらえ方というところでござります。

かとしないとかがちで、それがなればそれで審議に入るようなやり方をしてもらわないと、どうも国会審議輕視といいますか、これはもうどうでもいいんだと、そんなことはどうでもいいんだと、こういうやり方にはどうも納得ができない、このことを申し述べておきたいと思います。

それから最後に、貿易研修センターライ法の廢止の問題であります。これはもうあと一、二分しかありませんから多くを申し上げませんが、今のようないくつかの問題であります。それは、貿易というのうな貿易摩擦の時期でありますし、貿易摩擦は、どつちかというと今まで輸出中心に物を考えりやいような国の考え方ではなかつたんかと思つうんですが、貿易摩擦が非常に起つてゐる段階でこれを廢止すると、廢止する理由は、これを一方でやるから、一方はやっぱり行革の関係で残すわけにいかない。いいものは残して、悪いものは、だれがどう言つたつて頑張ると。一本や二本多いつたつて、それで国民がどうこう言つているんじやないし、そう問題じゃない。なぜ一体これも今廢止するのかどうしてもわからぬですね。そ

いたしまして、今まで蓄積をいたしました認可法人として特別の監督のもとに蓄積された歴史や経験や伝統というものの上に今後さらに発展をさせていく。そのために今回組織変更という簡便な方法でお願いをして、今後はますます研修センター業務自身はむしろ盛んになるのだ、こういうつもりで応援をしていきたい、かように考えております。

○梶原敬義君 どうもそこまで言われますと、はいそうですかというわけにはいかない。しかし実際は、基盤技術研究専門化法案がなかつたら、正直に言いますと、このセンター法は廃止しなかつたんだでしょう。どうなんですか、そこなんですね。

○政府委員(黒田真君) 今回組織変更というものが、新しい基盤技術センターの設立というきかげで行われたというは御指摘のとおりだと思います。

○梶原敬義君 終わります。

○市川正一君 前回に引き続きまして、きょうは新たに創設される基盤技術研究促進センターの運営などを中心にお伺いいたします。

最初に、このセンターが対象にする基盤技術とはどんなものか。技術的分野の広がり、その深さと申しますか、研究のレベルで言うと、その範囲はどういうものなのか、簡潔に御説明をいただきたいんです。

○政府委員(福川伸次君) 条文に書いております「定義」を敷衍して申しますと、両省に属する技術ということになりますが、それで「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」ということにつきましては、ある技術が製品等に体化された場合に、その製品等が有することとなる波及性及び影響度が十分に大きいということを考えておるわけであります。その結果としまして、国民経済、国民生活の基盤の強化に主要な役割を担うに足る技術ということでございまして、私ども鉱工業の技術の範囲では、例えて申します

と、マイクロエレクトロニクスの分野あるいは新素材の分野、さらにバイオテクノロジーの分野などといったようなところがこの中から選別されるわけで、そういった範囲の中からそれぞれ個別の技術について、例えば超微細加工技術というようなものがマイクロエレクトロニクスの技術の中に入ってくるわけで、今申したような三つの大方の分野、あるいはもう少しほかにも生産加工技術といつたものがあるかと思いますけれども、大体大きくなれば、今挙げた三つの分野の中においての主要な技術がここの中に入ってくる。  
電気通信関係につきましては郵政省の方から  
……  
○市川正一君 そうすると、今おっしゃったM.E.、それから新素材、バイオテクノロジー、こういう先端技術分野の基礎開発ないしは応用研究を含む開発段階までを対象にする、こう理解してよろしくうございますか。  
○政府委員(福川伸次君) そのとおりでございます。  
○市川正一君 別の側面から伺いたいんです、日米武器技術協定に関連して、アメリカの国防総省の諮問機関である防衛技術審議会が、関心のある技術分野として汎用技術十六分野を明らかにしております。それは例えば、ガリウム砒素素子、マイクロ波回路、光ファイバー通信、複合材料、耐熱材等々であります。  
去る二月二十二日の衆議院商工委員会で、我が党の工藤議員の質問に答えて、ここに会議録を持っていますが、木下機械情報産業局長が、「通産省が力を入れて今後進めるべきだと考えております重要な技術分野に入るものが大部分でございます」と、こう答弁されています。ということは、これら十六の技術分野は当然のこととして本法案によつて創設される基盤技術研究促進センターの助成対象になると思いますが、間違ひございませんね。

○政府委員(福川伸次君) 私どもいたしましては、あくまでも民間における基盤技術の育成ということをございます。それが果たして将来にわたって、技術ですから、いろいろな形で積み重なつて変化してまいりますが、それが武器技術といふことに、明確な武器技術という範疇に入るかどうか、あるいは入った場合にいかなる取り扱いをしていくかということについては、それはまた別途の対応を考えるような措置に相なつていると考えております。

○市川正一君 それはまことに無責任だと思うんです。先に行つてどうなるかは知らぬというのじゃないし、現に日米武器技術供与の交換公文のコースでいくと、これは国会でも問題になりましたが、そういう危険性に陥るわけですね、到達するわけです。現に、武器輸出禁止三原則さえ国会決議を無視して強行している、じゅうりんを実行している今の政府にとって、私はその保障はないと言わざるを得ぬのであります。

そこで、軍事利用を禁止する問題は、この今申し上げました十六の技術分野に限つたことではないんですが、少なくとも本法案に基づく技術の研究開発については、例えば目的の項に、平和利用に限る、こういうことを明記するなど、軍事利用を防止するための規定と措置を盛り込む必要があると思うんですが、大臣どうでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) きのうも大臣も明確に御答弁申し上げておりますように、軍事への利用を目的とするものではございませんし、またそれもこの条文に関します限り「民間の基盤技術の向上を図るために措置を講ずる」ということでござりますので、大臣の御答弁申し上げました軍事への利用を目的とするものではない、こういう点はその趣旨において明確になつておると私どもは理解いたしております。

○市川正一君 だとすれば、僕は目的のところできつちりそれをうたうべきだということを、今の一連の流れと動きからいって強調したいと思うんで

です。

というのは、本本委員が先日、この法案を読んだけれども、また衆議院の会議録を二回読み返したけれどもさっぱりわからぬ。そこで夢を見た、中曾根總理になつた夢を見てSDI、スターウォーズ計画と結びついて初めてそのなぞが解けた、

こういうことを比喩的に述べられましたけれども、私はそれは正夢だということをあのときも申しました。議事録に入ったかどうか知りませんけれども。それで、まさにパズルのキーワードの重要な一つだと思います。私はそういう点でこれは軍事利用に結びつく危険性、それを防止する保障と措置という点でこの点は強く重ねて主張をしておきます。

次に、センターの業務についてでありますけれども、第三十一条で規定しています業務には、す

べて「基盤技術に関する」というふうにかぶせてあるんですが、そうすると、業務を行うときには、基盤技術であるかどうかという判断あるいは評価といふのは極めて重要な意味を持つくると思うんですね。なかなか第一号で定めている資金の貸し付けの場合には、技術的に成功したか否かによって貸付金の利子を免除するかどうかが決まることがありますので、特に重要であります。そうすると、技術開発が成功したか否かを判断するには、対象となる技術が先端的なものであることも考あわせますと、かなり専門的で高い知識が要求されると思うんであります。この技術的評価や判断は一体だれがどのような基準で実施するのか、お伺いしたい。

○政府委員(荒尾保一君) ただいま先生から御指摘がございましたように、このセンターの出融資業務を始めとします、各号に掲げております業務を実施するに当たりまして、非常に高度の専門的な知識を要するということは御指摘のとおりであります。したがいまして、この法案が国会におきまして御可決いただきました後、センターの具体的な構成等を考えるわけですが、けれども、その構成に当たりまして、専門的な技

術を持っておる、知識、経験を持つおる者を広く各方面からこのセンターに結集をいたしまし

て、そこで公正かつ的確な評価が行えるような体制を整備したいということを考えておる次第でござります。

○市川正一君 そうしますと、少なくとも第二十八条で定める「評議員会」というのは、これは規定どおり、「運営に関する重要事項」ということでありますので、技術評価にかかる仕事をする組織ではないと、こう理解して間違いないですね。○政府委員(荒尾保一君) 評議員会は、御指摘のとおり、このセンターの運営に関する重要な事項を審議する機関でございますので、業務の運営の基本的な事項を検討する機関でございます。したがいまして、個々の事項について、プロジェクトにつきまして評価をする機関ではないわけでございます。

○市川正一君 そうすると、今、センターに結集してしかるべき体制をつくると、こうおっしゃつたわけですが、その体制というものが非常に重要な意味を持つてくると思うんですが、これは例えば、国立の試験研究機関から出向されるとかいうふうに、どういうような構成で進められようとしているのか、もしも考えがあれば伺いたい。

○政府委員(荒尾保一君) センターの構成につきましては、第一号で定めている資金の貸し付けの場合には、技術的に成功したか否かを判断するには、対象となる技術が先端的なものであることも考あわせますと、かなり専門的で高い知識が要求されると思うんであります。この技術的評価や判断は一体だれがどのような基準で実施す

るわけですね。その結果、研究プロジェクトが野方団に広がってしまう、そして国が次々と資金供

給をふやさざるを得ないというような危険性があると思いますので、この点は、今の御答弁に基づいて、ふさわしい権威と、それから内容のある体制を確立していただきたいと思うであります。

そのことと関連して伺うんですけど、例えばセンターの要請に基づいて国の研究機関の研究者が出向するというふうな場合に、当然これは本人の意思が尊重されるだろうし、また原則として出身の研究機関のメンバーとしての身分は保障されると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(荒尾保一君) 研究者も含めまして、公務員の出向の場合でございますが、その際に、人事でございますので、人事が円満に進むという点から、本人の意思というのも非常に重要な参考要素にならうかと思います。

次に、出向がどういう形で行われるか、それからその後どういうことになるかということでございますが、センター等へ出向いたします場合は、一たんそれぞれの研究機関を辞職をいたしまして、センターで採用されると、いうことになるわ

ましても、十月一日に登足ということをございますので、まだ法規も通っておりません段階でございまますので、余り具体的にはなつていないのでございませんが、しかし先ほど申しましたような専門的な知識、経験を有する者を結集する必要性と

ことに触れられたので、伺いたいんですが、出向

した研究者の意思に反して、元の研究所になかな

か戻れない、あるいは研究課題が連続してなかなか元の研究所に戻れないというようなことが、私にござります。

○政府委員(荒尾保一君) 共同研究等、あるいはこのセンターの業務等との関係におきまして、例えは共同研究が終わつた、あるいは業務につきまして一定の期間が過ぎたという後におきましては、原則として研究者が属しておきました研究機関に戻させる、原則としてもとの機関に戻させるという考え方でございます。原則としてと申し上げましたのは、例えは本人が希望して他のところへ行きたいとかいったような場合は例外である、

こういう意味でございます。

○市川正一君 そこで私、前回の質問で最後に触れた第三十三条の自主性尊重の規定について統けて承ります。

この種の規定を持つ認可法人の数というものは、極めてまれであります。なぜこういう規定を設けたのか。逆説的に言うと、法律で明文規定を置かなければならぬほど、これまで政府が認可法人の自主性を踏みにじってきたということになるといふことはまさかないと想うんですが、この点、三十三条に關して伺います。

○政府委員(荒尾保一君) センター法三十三条のセントーの自主性尊重の規定を置きます趣旨でござりますけれども、本委員会等におきます審議においても、おきましてもる御説明ござりますとおり、このセントーは民間のニーズを的確に反映することが特に重要であるということから、民間の創意を反映した運営が確保されるようだといふ意味でこの規定を置いておるわけでございまして、先ほど先生御懸念のような点はないのではないかといふふうに考えております。

○市川正一君 しかし、認可法人でこういう自主性尊重云々のような規定が設けられているのはありますか。

○政府委員(荒尾保一君) 一例として申し上げます。と、総合研究開発機構法、通称NIRAと称しておるものでございますが、その第二十五条におきまして「国は、機関の事業に関しその自主性を尊重するどもに」云々という規定がござります。

○市川正一君 ですから私、今逆説的な意味でと、いうふうに申し上げましたが、極めてまれなんですね。そのまれなものをここへ持ってきていると、いうことについて非常に違和感を持つんであります。私思うに、これまで認可法人の自主性を尊重しなかったことはないと恐らくこうお答えになつておるでしようし、そういうお立場だらうと思うんです。ところが、あえてこういうことを挿入したと、そういうことについて、この法案に即して申しますと、私の理解は、事態は次のようなことに相なる、こう思うのであります。

それは財界の意を受けたこのセンターが民間の基礎技術の研究促進の事業を大いにやるんだから、今は資金を大いに出しなさい、国の試験研究施設も提供しなさい、国有特許も提供しなさい、センターの事業計画や予算、あるいは資金計画も大臣に提出しますが、それはそのまま認めなさい、つまり自立性の名のもとに、政府は金は出しが口は出さぬ、センターの運営は民間に任せて好きなようにやりなさい、というところに行き着かざるを得ぬのです。これはこのセンターの構成段階で、財界の方から、政府が助成してくれるのはありがたいが、それを道具に政府が先端技術産業に手を出し始めるのはかえつて困るという発言をいたしておりますが、そういうものにいわば対応したものというふうに私は言わざるを得ぬのであります。どうでしようか。

○政府委員(福川伸次君) 私どもといたしましては、本来ここで考えております趣旨が、民間における基礎技術の研究開発を促進をしようというこ

とでございまして、民間が主体となつて行います基礎技術に関する基礎研究等を円滑に推進しよう

という意味で、民間で発起、設立をいたしますセンターの運営に自主性を保たせよう、こういう趣旨でこの条文が入つてゐるものと理解をいたしております。

しかし、目的にもございますように、「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資する」ということでございますし、国からの財政資金も投入されるわけでありますから、原則として、もちろんその自主性の尊重ということはいたしてまいりますが、少なくともその運用が非常に国民経済の健全な発展、国民生活の向上に資することになりますと、私の理解は、事態は次のようなことに相なる、こう思うのであります。

したといふふうに考えておるわけでございまして、

國の財政資金も入つておるということから、この運用は公平でなければならぬと思うわけでありま

すし、またそのほかいろいろな意味でその不当な運用がなされるということがあつてはならないといふふうに思ひます。

○市川正一君 時間が参りました。

今、局長が述べられた意図はわかりますが、し

かしこの法案の生まれ出る背景や内容から見て、

私は、この自主性尊重といふのは結局今日的に言

う民間活力という問題と結びついて、やはり財界

の意図がここに貫徹しているということを言わざるを得ぬのです。

というものは、経団連が十四日に産業政策の新し

い方向について提言を発表いたしました、新聞で

も報道されておりますが、その中で特に政府によ

る研究開発の強化ということが強調されているん

です。これを報じました朝日新聞も、「企業の自

助、自立を促進するため」と称して、法人税の減

税、国による研究開発の充実、独占禁止法の運用

緩和なども、提言の中にちやつかり盛り込んでい

る」と報じております。本法案はまさにここに言

う「国による研究開発の充実」という方向に呼応

し、またその先取りだと、そして従来の補助金等による援助に加えて、新たな手厚い優遇措置を強めの一環であるということを私は率直に指摘いたしましたして、時間が参りましたので質問を終わらさしていただきます。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○市川正一君 時間が参りました。

今、局長が述べられた意図はわかりますが、し

かしこの法案の生まれ出る背景や内容から見て、

私は、この自主性尊重といふのは結局今日的に言

う民間活力という問題と結びついて、やはり財界

の意図がここに貫徹しているということを言わざるを得ぬのです。

というものは、経団連が十四日に産業政策の新し

い方向について提言を発表いたしました、新聞で

も報道されておりますが、その中で特に政府によ

る研究開発の強化ということが強調されているん

です。これを報じました朝日新聞も、「企業の自

助、自立を促進するため」と称して、法人税の減

税、国による研究開発の充実、独占禁止法の運用

緩和なども、提言の中にちやつかり盛り込んでい

る」と報じております。本法案はまさにここに言

う「国による研究開発の充実」という方向に呼応

ので、この際これを許します。市川君。

○市川正一君 ただいま議題となりました修正案につきまして、日本共産党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

貿易研修センター法が制定された昭和四十二年当時、我が党は同センターが大企業、大商社の海外進出のための人材養成センターであることを指摘し、同センターを政府関係機関として設立することに反対いたしました。

政府は、この間同センターに対し一般会計やったわけです。そのときに大臣おられませんでした

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた

わけです。そのときに大臣おられませんでした

し、きのうの連合審査で、私は補助金の特別委員

会に行っておりましたので大臣のお答え聞いてい

ないですけれども、改めてこの法案とSDIの

関係はどうなのかということをお聞きしたいわけ

です。

○國務大臣(村田敬次郎君) この法律案の目的な

どにつきましては、審議の過程において御説明を

申し上げましたとおり、SDI構想とは無関係で

ござります。しかしながら、仮にも木本委員にお

かれSDI構想と関係があるやもしれないとい

い、それは私どもとしてもそういつた逸脱したこ

とがある場合には十分監視はしていかなければな

らない趣旨であると考えております。

○木本平八郎君 基盤技術のこの法案について、

実はおととい、私が夢物語ということで途中まで

やつたわけです。先ほど市川理事から話があつた



案文を朗読いたします。

基盤技術研究円滑化法案に対する附帯決議  
(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、民間活力を最大限活用し、研究活動の充実を図るため、基盤技術研究促進センターの財政基盤の強化に努めることとし、センターの自主性を尊重することにより、総割り行政の弊害等による悪影響の発生防止に留意すること。

二、高度技術社会及び高度情報化社会に向けての中小企業の技術力向上に資するよう本法の運用に万全を期するとともに、中小企業技術開発関連予算の充実、国立試験研究機関等による中小企業に資する試験研究の促進等について格段の努力を行うこと。

三、基盤技術研究機能の過度な中央集中を回避し、国民経済、国民生活の均衡ある発展を図るため、地域の特性に見合った基盤技術の試験研究の促進を図ること。

四、国の試験研究機関における国民経済的且つ長期的視野に立った基礎研究を促進するとともに、その研究開発費の充実に努めること。

五、国有試験研究施設の廉価使用に当たっては、民間の技術開発の促進を図る観点からその運用に十全を期するとともに、当該研究施設の業務及び研究者の意欲に支障を来たさないよう十分配慮すること。

六、国際研究協力を推進するため、関連施策の充実・調整に努めるとともに、南北間における技術格差の是正のため、開発途上国への支援体制を一層充実させること。

以上でございます。

○委員長(降矢敬義君) ただいま前田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よつ

て、前田君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいま議決いたしました両案に対するそれぞれの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議をいたしましたそれぞれの附帯決議については、その御趣旨を尊重して遺憾なきを來してまいる所存でございます。

○委員長(降矢敬義君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

○國務大臣(村田敬次郎君) 半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

半導体集積回路は、電子計算機、家庭電器製品、自動車等あらゆる工業製品に広範に用いられ

ております。既に我が国産業経済、国民生活にとって不可欠のものとなっているのみならず、将来においても情報化社会における産業の命として一層その重要性を増すことが見込まれております。

この半導体集積回路は、わずか数ミリ角の半導体材料の上に数万から数十万個の素子を生成させることにより、情報を記憶し、または論理演算を行なうなどの機能を持たせたものであります。

年、著しい技術革新の進展を背景としてその集積度も飛躍的に増大してきております。かかる状況

下で半導体集積回路の開発費用も増大しつつあります。

また、特に、トランジスタその他の回路素子及び導線の配置すなわち回路配置の開発費用がその大宗を占めております。

他方で、回路配置の解析技術の向上等により、他人が開発した回路配置を模倣した場合には極めてわずかな費用で同一の成果を得ることができます。

ため、回路配置の模倣が行われる危険性が高まっています。

ただいま議決いたしました両案に対するそれぞれの決議に対し、半導体集積回路を製造し、またはその回路配置を用いて製造した半導体集積回路を譲渡され、貸し渡し、展示し、もしくは輸入する権利をめられておりますので、これを許します。専用利用権、通常利用権等についての規定を設けることと

しております。

第四は、権利侵害についてであります。回路配置の権利を侵害する者に対する罰則に關する規定、権利

権利利用権者等は、自己の権利を侵害する者に対する損害賠償請求権及び差し止め請求権を有する

こととしております。また、半導体集積回路が各種の製品に組み込まれて広く流通している現状に

かんがみ、善意無過失で侵害品の引き渡しを受けた者に対する特例規定を設けることとしております。

以上のほか、指定登録機関に関する規定、権利侵害者等に対する罰則に關する規定等の整備を行なっております。

第五は、慎重御審議の上、御賛同くださいます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

第三は、この法律案の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、用語の定義であります。この法律案における基本的用語である「半導体集積回路」、「回路配置」などの定義規定を置くこととしております。

第二は、回路配置利用権の創作をした者またはその登録の登録を受けることができるとしておりま

す。

第三は、回路配置利用権についてであります。

承継人は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録を受けることができることとしてお

ります。

第四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第八は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第九は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十一は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十二は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十三は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十八は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第十九は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十一は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十二は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十三は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十八は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第二十九は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十一は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十二は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十三は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十八は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第三十九は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十一は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十二は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十三は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十八は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第四十九は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十一は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十二は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十三は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十四は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十五は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十六は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年としておりま

す。

第五十七は、回路配置利用権は、設定登録により発生し、その

存続期間は、設定登録の日から十年として

高島炭鉱の過般の災害に対する集中審議の委員会  
ということで位置づけをいたしました、この問題  
につきまして私から率直にお伺いをいたしたいと  
思ひます。

その前に、今回の二十四日の災害発生によりまして、とうとい十一名の犠牲となつて亡くなられました方々に対しまして、まずもつて心から哀悼の意を表したいと思います。また、現在重傷者四名が病院で加療中でございますけれども、一日も早く回復できますように願望いたしたいと思いま

特に今回私を現場へ行って現場を見てまいりましたが、まことに悲しい事故でございまして、私も今まで幾たびか経験をしておりますけれども、極めて単純災害であるということを言わざるを得ません。いずれにしましても、政府調査団は、伊木調査団長を中心にして現地調査も行われておりますし、私もそれなりに調査をいたしておりますが、問題点としてこれから幾つかやはり指摘をしなければなりません。

いうものは不可抗力的な要素のある災害、我々経験しておりますのは通称山はねという、自然に下から地圧が出てまいりまして、一定のところまでくると一遍に爆発をするという山はね災害、あるいは炭じん爆発ですね、炭じんの中に一定のガス量がたまつて突出をする。炭じん爆発災害、突出災害といふ点が極めて不可抗力的でなかなか解明、解決は難しいという問題があるんですけれども、高島炭鉱災害につきましての問題でございまが、やはりこれは安全対策をとればこの災害は逃れることができた、この感を私も深くいたしておるわけであります。そういう意味では、やはり人命災害の疑いが強い、こういうことをはつきり申し上げねばなりません。

そこで、まず第一の解説の問題でありますか、これは災害ですから断定することは私も避けます。いずれにしましても調査結果は慎重にやらねばならぬと思いますので、したがつて第一点であ

りますが、現地へ行つた段階で、ガスの停滞に關

と、現場箇所、災害箇所が保安図に記載されてしまうしてます質問をいたしますが、旧払い跡の密閉ガス、ここから出たことは明白ではないかとうふうに私は思います。それはなぜかと申します意があるのは払い跡の軽視か、現地の局あるいは署も知らなかつたのかどうかということをお伺いしたいんであります。

実は私、今ここに、手元に三月の保安図という原本を持っておりまして、これは通産省が出したものであります。保安図というのは、これは磁業所関係の書類です、正確に出ております。(資料を示す)この保安図をずっと見てまいりますと、これ三月ですから、災害は御案内だとおり四月でしあう。これは通産省から出ているわけですかから。この災害現場のいわゆる飛島の二飼という災害箇所でございますが、ここに古坑道が入つていいんですね、保安図の中に。これは入つておりますん。

私は現地へ行つたときには、大体六十メーターベ一長い古坑道が一本横に入つているんではなないか。その点がどうもやはり問題点だということを、私もちょっと聞いておりましたし、それからマスクミ関係等にもちょっとこれは出ておりました。この点を見ますと、これは全く保安図に記載されないで、災害結果が出てからこの古坑道は出てきた。ここに古坑道が切られているということは明白になつてしまりました。この点が、さつき言つたように、故意があるのは払い跡の軽視かということになるわけでありまして、この点立地公害局長あるいは鉱安局としてどういうふうに認識をしているのか、またどういう把握をされておったのか。

現に私が福岡へ行つた時点では、島田福岡監督局長が、私の質問に対しても、これは出でおりません、はつきり申し上げまして。また現に、高島礦業所の出した、二十四日我々調査団が参りましたときの会社側の所長が説明した現場の図がござ

います。これにも実は古坑道が全然保安団の中に  
出されておりません。これは極めてやはり疑問視  
をされる点であります。その点は率直にどうい  
うふうにお考えになっているか、この点をまずお  
伺いしたいと思います。

○政府委員(平河喜美男君) 御指摘の保安団でご  
ざいますが、私どもの方には鉱山保安法に基づき  
まして鉱業権者から保安官が届け出をされること  
になつております。当該箇所につきましては、五  
十六年十一月分までの保安団には記載してござい  
ますけれども、五十七年三月以降の分には記載さ  
れておりません。

○対馬孝且君 記載されていないということは、  
これは明らかになりましたね。今政府側としても  
これを認めているわけですね。

そうしますと、私が伺いたいのは、局として  
あるいは現地の福岡保安監督局として、この実態  
に対して今日の段階でどういうふうに会社側との  
関係について調査をされているのか、この点ひと  
つお伺いしたいと思います。

○政府委員(平河喜美男君) 当該箇所に旧坑道が  
あつたということは事実でござりますし、そこか  
ら漏れ出したガスが爆発の原因ではなかろうかと  
いうことも大体想定がついておりますので、私ど  
もも重大な関心を持って今調査を行っているとこ  
ろでございます。

○対馬孝且君 そこで、私は現地へ行つたときに  
このことを申し上げました、正直に申し上げまし  
て。私の今までの経験から申し上げまして、どう  
もやつぱり古坑道のガス点検が不十分であつて、  
一定のガスが出ておつて、それが炭鉱用語で言い  
ますとガス袋と、こう言うんですが、やは  
り一定のガス袋が形成されておつた。そういうと  
ころにスイッチを入れるためにパンときたとい  
う私の感じであります、そういうふうに考えざ  
を得ないと、いうことを申し上げました。そのと  
きに保安監督局長も、そこが、対馬先生の指摘さ  
れることが我々福岡監督局としても非常に重大な  
問題點でありますということを認めております。

これはあなたも同席しております。そこがボイン  
トだと思うという私の質問に対し、同じ認識を  
持っております。

したがつて、私は次にお伺いするんであります  
が、月一回の密閉検査というのは実際に行われて  
おつたかどうかということですな、問題は。私も  
これは保安規則をずっと調べて、私なりにこれを  
検討してみましたけれども、少なくともあれでし  
ょう、常識的に言うならば、扇風機あるいは局部  
扇風機にもスイッチを入れるにいたしまして  
も、密閉検査というものに対して一体どのようにな  
らされていったか、この点が私はやっぱり重要な  
一つの問題点だと思うんです。この点はどういう  
ふうにお考えになつて いますか。

○政府委員(平河重義男君) 当該密閉箇所の観測  
実施状況についてでございますけれども、私ども  
の方の事故調査委員会の調査 五月十四日に行  
ましたときに、会社側の説明では、昭和五十七年  
より観測を中止していたということを言っており  
ます。

なお、先生御指摘のとおり、保安規則上は、ガ  
スが浸出しているおそれのある場所につきまして  
は毎作業時間に一回以上のガス測定をする必要が  
あるという旨の規定がございます。

○対馬孝吉君 まさにそのとおりであつて、だか  
らその点がやっぱり行われていなかつたんじやな  
いかということを指摘せざるを得ないわけです  
よ。

しかもこれは、もし、局部扇風機なりあるいは  
扇風機が停止しておつた、私はそういう判断に立  
つわけであります。そうだとするならば、少な  
くとも三時間前に、これは御案内のとおりだと思  
いますが、保安規則の九十九条、百三条、百二  
条、百四条、こうございますけれども、三時間前  
にはやっぱり一定の点検をしなければならない。  
運転再開の場合は、これは危険区域であるなら  
ば、そこに鉱山労働者を就業させはならない。  
極めて明快に、保安規則の百三条、百四条に規則  
として示されているわけであります。したがつ

て、あなたの方の調査によつて、そういう事実は一体本当にあつたのかなかつたのか。実際にそういう段階をどういうふうに認識をされておるか、またどういうふうに見られているかという点をひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(平河喜美男君) 当日どういう状況で検査をやつたか、今先生が御指摘のように、入坑

の前にどういう検査をやめたか、その辺は現在検査でございますので、細部はわかりませんけれども、我々としても重大な問題だと思って慎重に検査をいたしたいと思つております。

○対馬孝且君 私はその点がこれから解明をすべき問題点であるし、その点がやっぱりはつきり一つのポイントだと思いますよ。この点はつきり指摘しておかなきやなりませんが、今福岡警察署に保安日誌が没収されているというわけですから、日誌の点検は我々もできなかつたわけですからとも、そこあたりをひとつ会社側にもやっぱり厳しく対応してもらいたい。その問題点をやっぱり解明をすべきだと思うんです。

そこで問題になることはどういうことかといいますと、これはロープ坑道でしょう、ロープ坑道である限りガス測定をやらなきやならぬわけだ。

扇風機一詰めの間は百六十メートルだ、僕が聞いたときは、会社側の説明による。そうすると、この箇所は一日一回ガス測定の義務があるという

ことをはつきりこれは規定づけられておるわけであります。これは福岡監督局の見解としても同じだと思うんですが、この点はどういうふうに考えておられるですか。この場所は、少なくとも先ほど言つたように、ロープ坑道であるということは明快なんだから、そうするとこれは当然一日一回のガス測定は保安係員が当然なさなきやならぬ、こういうふうに思つたけれども、これまたこれたつてはつきりあなた保安規則百二条にちやんとうたつてあるんですよ、明確に。時間ないから私読みませんけれども、その点ひとつどういうふうに考えておられるか。

○説明員(高木俊毅君) 先生の御指摘の、坑内に

おいてこの可燃性ガスの測定を行つて、例えかについてでございますが、これについては現在ば坑内保安係員は三十日以内に坑内全般についてガス検定を行う必要がある。それから甲種炭坑につきましては、いわゆるこの炭坑は甲種炭坑でござりますけれども、採炭現場あるいは掘進作業場その他可燃性ガスが存在し、または存在するおそれが多い箇所」と、こういうふうにうたつております。

○対馬孝且君 これはひとつ明らかに、私は少なくとも十日ないし二週間程度はこれやっぱり測定がなかつたと、こういうことを疑わざるを得ません。この点ひとつ解説の重要な一つのボイントであります。ここにつきましては、「鉱山労働者の入坑時前三時間以内に」三時間以内でござりますけれども、に可燃性ガスを測定することを義務づけております。したがいまして、先ほど御答弁申し上げましたように、ここにおいてはこの後段に該当する可能性がございます。

○対馬孝且君 今のお答えというの、百二十一条の二項を申されているわけでありますが、これはこういうこと、「鉱山労働者の入坑時前三時間以内にするはか、各作業場においては一作業時間中に二回以上しなければならない」、このことをあなたは言つておられるわけでしょう。これは認めるわけでしょう。

○説明員(高木俊毅君) そのとおりでございま

す。

○対馬孝且君 そうだとしますと、これは次の問題になるわけであります。少なくとも一週間や十日前に測定はされていないければならなかつたと思いますか。この場所は、少なくとも先ほど言つたように、ロープ坑道であるということは明快なんだから、そうするとこれは当然一日一回のガス測定は保安係員が当然なさなきやならぬ、こういうふうに思つたけれども、これまたこれたつてはつきりあなた保安規則百二条にちやんとうたつてあるんですよ。明確に。時間ないから私読みませんけれども、その点ひとつどういうふうに考えておられるか。

しかし、事故前の点検は一体どうだったのか。今私がはつきり言つた一日一回の点検義務、それがなされていなかつたかと、またこの判断についてを申し上げました。そこで、やっぱりガス

かということを私は考へるわけです。だから、局としてどういう考え方を想定をされるか、これちよつとお伺いします。

○政府委員(平河喜美男君) まさに先生御指摘の通りに重要な問題でございますので、今後の検査の場合にその点厳重にチェックをしたいと思っております。

○対馬孝且君 これはひとつ明らかに、私は少なくとも十日ないし二週間程度はこれやっぱり測定がなかつたと、こういうことを疑わざるを得ません。この点ひとつ解説の重要な一つのボイントでもあるということを、今行うということですから、それをひら、徹底的にやるということですから、それをひとつやつてもらいたい。

それから、扇風機が、私現地に行つたときに、休止をしたのか——休止状態にあって再運転したと、読売新聞等はそういう説をとつておりますがね。私はこう思つんですよ。いつだれが一体停止させたのかというのが、どうも現地に行つたときは不明確だつたです。つまり坑外、外の方から命令、指示があつたということ、それから現在病院に入院されている方々の証言といいますか、事情聴取によりますと、実は保安係長の方から、上司の方から指示を受けたといつてスイッチを入れたと、こういう説と、いろいろこれは入りまじつておりますが、そこで問題なのは、これは電気系統に働いていた方々からのことなんですが、故障とは考へにくくと言つておるんだね、病院にいる方々の事情聴取によりますと。いわゆる電気系統で働いている方々では、故障なんといふことはちょっとと考えにくいくと。しかし法的に言うと連続運転義務があるわけでありまして、現地の保

安責任者、所長、副所長はとめた覚えはないと、我々にはこう言つておるんですよ、あなたも一緒に行つておつたけれども。

○対馬孝且君 その点は今答弁がございましたから、まさしく私はこれ現地に行つたときも申し上げましたけども、これはやっぱりとまつておったと思うんですよ。とまつてなければ、常識的に炭鉱の災害を考えられることは、あるいはこれ採炭現場だと、はつきり申し上げまして、あるいは沿層掘進だった。この場所は岩石掘進なんだよ、これやっておるのは、そうでしょう。しかも沿層でないんだよ。沿層なら炭と石がまさつてているけれども、この場所の災害現場というのは、これは炭鉱で一番大事なことなんだが、入気の場所なんだよ、それ、そうでしょう。排気の場所じゃないでしょ。入気というのは空気が入ってきて、比

測定、少なくともこれは有資格者でなければガスが測定できないわけでありますから、これまた保安規則上当然のことでありますから、したがつて、そういう点からいえば、ガスを少しずつ排気をしながら再運転するということになつていて思つんだが、この点の局としての判断はどういうふうに持つておるか、この点お伺いします。

○政府委員(平河喜美男君) 局扇の運転に関しましては、現在までのところ会社側が述べている答えは、当日は罹災負傷者が局扇のスイッチを入れたと聞いており、その時点までは運転が停止されていたのは間違いない。いつから停止していたかは不明という説明になつております。こういうことから、局扇が停止していた可能性が高いと思っておりますけれども、現在の段階で、いつだれがとめたかということについては検査中でございません。

○政府委員(平河喜美男君) 局扇の運転に関しましては、現在までのところ会社側が述べている答

較的その現場の周辺といふのは新しい空気を入れかわつて、ガスが大体滞留するという状況にはならないわけですよ。これは一般的のプロパンガスと同じですよ。

そういう点を考え合わせれば、私は先ほど言つたように、一番私が憤慨しているのは、さつき冒頭申し上げたんだけれども、時間もなく省略しましたけれども、古坑道が仮密閉だったと、さつきは仮密閉は申しませんでしたが、そういうことの判断をしていくと、やっぱり少なくともガスが滞留をしていたといった段階では、完全に扇風機はとまっていたと、この客観的事実は私は断定していいんじゃないかと思うんですけど、私はそう思うわけですから。そこらあたりをひとつはっきり、これ徹底的なやつぱり調査をしてもらいたい、まあと調査もいたしますということですから。

した場合に発火する、火になるということは火源としては考えられます。

確かに火源の一つではあるけど、静電気だといふ断定はやっぱり今ちょっと早計ではないかと、私はそう思います。恐らく私のこれ感じでありますけれども、伊木調査団長の見解も、結果は私と同じような判断をされておるようですが、やっぱり発火地点、火源地点というものは、私はこの二卸の一番やつぱり出詰まりのところじゃないか、この火源の状態というのは。それから判断すると、私なりのこれは判断であります、静電気ということは、なかなかこの可能性はちょっと薄いんじゃないかな。さればといって、電気系統などと、これは一体どういう状態でそれじゃなったかなと。

は二つは考えられると、こう思います。  
その点、現段階でこのような静電気であるや  
に断定されていることに対してもうふうに考  
えているかということが一点。それから、火源状  
態として私も今申し上げましたけども、火源とし  
て考えられるとすればやっぱりそこらあたりが問  
題点ではないかと、こう思っていますが、この  
点、局として、政府側としてはいかがでしよう  
か。

○政府委員(平河嘉美男君) 着火源につきまして  
は、事故調査委員会でなお細部の調査を行つてお  
りますけれども、現在までのとりあえずの所見で  
は以下のようになつております。

まず第一が、電気機器の故障等によるスペー  
ク。第二、ケーブルの短絡、地絡等によるスペー  
ク。第三、風管に発生した静電気のスペーク。第

題点だということをひとつ指摘をいたします。これはもちろんここで私は断定しようとは思いません、大事なことでありますから。  
したがつて、どういうことかといいますと、今次災害の基本的な見解として私はここで問題提起をしたいのは、第一は、巻き上げ機の休止が他の保安管理全体の休止につながつていつたではないか、単なる巻き上げ機のあの現場における休止状態じやなくて、保安管理体制そのものが、全体が休止をしていた、こういうふうに私は申し上げます。これはやっぱりそういう意味では、会社の管理体制の第一点の問題点として不備があつたということを申し上げなきやなりません。

それから第二、これは先ほど冒頭申し上げました。保安図に密閉が記入されていなかったために、関係者でも密閉の存在を知らなかつたかもしけれ

したがって、たれかをねじや停止をしたのかどうことは、これは私も今この段階ではまだこれがどういう状態かということは断定できません。これは大事なことですからひとつ十分にやつぱり検討してもらいたい、こう思っています。

そこで問題は、私はこの場合問題になることは何かというと、発火源ですよね。これは私は現地へ行つたときには、読売新聞ここに持つてまいりましたけれども、読売新聞の報道はまさにこれ断定していますね。これは静電気だという断定で書かれているわけでありますが、これはやっぱりちよつと私の説とは違う。火源の一つであることは間違ひありません。これはごらんになつたと思います。これは現地へ行つたときに、四月二十六日読売新聞、「旧坑道のガスに引火 密閉壁の崩落見落とす」こういう見出しで出ていますね。これによると、静電気だという断定を下しておるわけですが、常識的に言つて坑内の中というのには、これは電話ケーブル線あるいは信号線、こういう

しかも、この区域を当時僕は申し上げなんでありますが、意外にこの地帯の遺体の損傷が非常に激しかった、率直に申し上げて。これは現地では指摘もいたしましたけれども、非常に激しかった。これは保安監督局は認めております、全くそれは対馬先生の指摘されるとおりでありますと。激しいということは、これはやっぱりあれでしよう。この区間がさっき言つたように大体百六十メータ一、この区域が。そこにやっぱり古墳道が一本ここに入つておつたということですから、恐らくこの一番極地地点だね。この地点の状態が私としては、先ほどのようなガス袋の状態があつて、そこにはスイッチを入れて、先ほど言つたように、メタンガスの場合は〇・五%から一・五%，最大限の爆発の状態ですから、したがつて私は、やっぱりそういう状態が想定をされるということでまいりますと、火源としては確かにそれは静電気も一つの判断材料ではあると思いますが、ここで私は断定をいたしません。いずれにしましても、やっぱ

四、巻き上げ機のローブ等の異常接触による摩擦火花。この四つを可能性として考えられております。

○対馬孝志君 そうでしょう。そうすると、やっぱり読売新聞報道というのは、あのよくな断定はちょっとと早計であると私は現場でも指摘をいたしましたが、私もやっぱり電気系統の方にかなりのウェートがあると、こういうことを現地で申し上げました、私は率直に。そういう点で、これもやっぱり一番大事な点ですから、火源が何であつたかということがやっぱり一番重要な点ですから、この点をひとつ徹底的に問題解明、基本解明にせひやつてもらいたいということを申し上げておきます。

い。これは、その点僕は聞きたいんだよ。もう一度根本的に明らかにしてもらいたいことは、局として後から聞いたと、さっきの、後から出てきていますということは、先ほどあなたの答弁では五十七年以前はあつたけれども、それ以降はないということですから、それは局はもちろん、これは保安団からいければなかつたということですから、わからなかつたということですから、その点からいけば知らせたくなかつたのか、あるいは知らないかったのかというあたりが、私はやっぱり問題点ではないかということを考えざるを得ません。

それから第三の問題は、何者かが、他の場所から無資格者が扇風機のスイッチを入れさせた、どうもそういうことも一つは考えられる問題点だ。有資格者がいなくて、それでどうもスイッチを入れるやといふようなことで、無資格者にそういうスイッチを入れさせたということはないか。こういう会社の管理、指導というものは一体そのときなどあつたのかという点であります。

そこで私は、会社の保安管理体制というものについて、根本的に問題があるんじゃないかというふうなことを冒頭申し上げました。今次災害の基本的な見解なんですが、私は次の点がやっぱり問

今回の災害場所が、一般的に危険視されている採炭現場とか掘進現場ではないんですね。採炭現場とか沿層掘進で災害が起きやすいという状況ではないわけだ。先ほど冒頭申し上げたように、



かつたというのが現状でございます。

○対馬孝且君 非常に謙虚にお答え願っていますから、それはそれなりに有明災害を重要視をしたということはわかりますけれども、やっぱりその点を私は現地の島田局長は謙虚に言つておりますから、何も責めようとは思いませんけれども、やっぱり保安監督局としても配置体制を、十分に強化対策を考えるべきだと思います。これは一つの問題点として、むしろ政府側にひとつ申し上げておきたいと思います。

時間もありませんからあれですけれども、次に、現地に行つたときに、代表団の皆さんも訴えられ、お聞きになつたと思いますが、どうもこういう災害が起きたたびに、私は一般論として、どうせこんな災害がどんどん起きるのだったらもう炭鉱やめちやつて、とにかく輸入炭を入れりやいいじゃないか、こんな極論があるわけですよ。これらは一つの考え方であるかもしれませんけれども、これは単純にそういう短絡した物の見解といふのは、この機会に私は政府の考え方を伺つておきたいんですが、これはかねて前の夕張新鉱のときに私も安倍通産大臣を初めこの新鉱再建には執念を燃やしてやつてしまひました。しかも、死んだ人が浮かばれない、それは山の再建なんだ、こう言つてこれは随分、山中通産大臣に至つては本当に執念を燃やして、夕張新鉱の再建というものはやらねばならぬということを、これは体を張つて安倍通産大臣も山中通産大臣もやつていただきました、結果はあいつになりましたが。

問題点は何かといふと、やっぱり今まで第一次から第七次政策まで出来まして、これから第八次政策に取りかかるわけであります。これはエネルギー庁長官も石炭部長もおりますから、専門家ですからおわかりのとおりでありますね。やつぱり問題になることは何かといふと、日本の石炭といふのは、戦後の復興時に傾斜生産として、どんどんこれ炭鉱労働者が相当な犠牲になりながらも五百五百万トン体制、今日の日本の経済を復興したのは、当時の炭鉱の傾斜生産における炭鉱労働者の

まさに血と汗の結晶だったと言つても過言でない

と私は思うんです、正直申し上げて。そういう状態から判断をしますと、単に経済合理性というもののだけで石炭政策というものは片づけられない、コスト論というだけでは片づけられない。これはこれまでの七次政策、私もずっと石炭を一貫してやつてきておりますから申し上げますが、やっぱり経済合理性だけではなくて、大事なことは、何といつても今次高島の災害の場合でも絶対閉山だけは阻止してもらいたい。これは現地の住民はもとより、自治体はもとより、そして各界各層ももとより、もし仮に、こういうことは考えたくないけれども、最悪の事態、高島炭鉱が重大な事態に立ち至れば、高島といふあの島総ぐるみで全滅しちゃうんですよ。これは現地でも訴えられました、正直に言つて。これは私だけが聞いているんじゃない、皆さん行つた人が皆全部聞いています。

○國務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員の高島炭鉱につきましての御質疑を先ほどお受けおりま

す。このたびの高島炭鉱事故、非常に痛ましいことございまして、私は通産大臣就任以来、この

炭鉱の保全問題といふのは非常に重要であるといふ認識のもとに災害の絶滅を願つておつたのでございますが、非常に残念なことと心から存じております。

ところで、今御質問の今後の問題についてであります。まず日本は一次エネルギーの約六〇%

を石油に依存をしておりまして、石油依存度の低下及び石油代替エネルギーの導入開発といふのは

国家的な課題であると思っております。その際

に、国内炭は国産の石油代替エネルギーでございまして、昭和五十六年八月の石炭鉱業審議会のいわゆる第七次答申、今委員御指摘の第七次の政策におきましても、国内炭をエネルギー供給の安定

性と安全保障機能を高める役割を果たし得るものと位置づけをしておるわけでござります。

政府といたしましても、こうした考え方によつて、保安の確保を図りながら現存炭鉱について現

場合に、もちろんみずから企業努力と自立再建

と、いうことの基本に立ちながら、やっぱり政府がお答えでございました。

私はこのことを、これから第八次政策をつくる

ときには、もちろんみずから企業努力と自立再建

と、いうことの基本に立ちながら、やっぱり政府がお答えでございました。

まさに、対馬委員が御指摘になりました地域社会

の今後の問題、高島炭鉱の地元においてもしこの経営がなされなかつたらどういうことになるかと

いうことを考えれば、その重要性はおのずから明白でありますし、また、雇用問題その他単に数字

上の問題として片づけてならない大きな問題があ

ります。それで、したがつて国内炭は現在や

っております規模というものを考えながら今後も

第八次石炭政策を検討をしていく。そして、その

際に、地域の事情それから雇用の問題等々を勘案

いたしまして、高島炭鉱の今後につきましては、

閉山というようなことでなしに、今後も続けていくという前提のもとに進むべきものであると存じ

ております。

○対馬孝且君 大臣から極めて明確なお答えがございましたので、そのとおり私も受けとめておきます。

したがつて、単に政府におぶさる、頼るといふことではなくて、やっぱりみずから経営自立

を、はつきり基盤を確立して、そして自助努力によつて、もちろん基本でありますけれども、政府

の課題として、今私が申し上げましたように、地域社会そのものが壊滅をする、そして雇用確保と

やつぱり国内資源の確保といふこの観点で大臣も

八次政策にこれから取り組むと、特に高島炭鉱においてはそういうことのないように踏まえて対処

したいということですから、そのように私も理解をいたしましたし、また確信ある大臣の答弁に対し

ては深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

エネルギー庁長官、石炭部長もおりますので、今まで柴田エネルギー庁長官、高橋部長を中心

に、石炭政策がこの方針を踏まえて大変努力をされております。これを多といたしますので、したがつて、これから八次政策をつくる場合にも、今



今回のようない爆発はしないわけございまして、今回の場合は、不幸にしてこれらが同時に起きたものと考へざるを得ないのでございます。

特に今回は、現場にガス自動警報器がなかつた、これは明確にされているわけでございまして、これを自然現象が同時に多発すると考えるよりも、不注意によるところの人災であつたと考えた方がわかりやすいのではないか、私はこのようになります。今も同僚委員からも指摘がありましたが、事故が起きたたびに事後の対策にいろいろ論議をされておりますけれども、それなくして事前の防災対策が不十分ではなかつたかと思わざるを得ないのでございます。

そういう意味から考えまして、今回の高島炭鉱の事故を振り返ってみますと、大臣も御承知のとおりに五月の初めにもまた落盤の事故が起きております。この高島炭鉱は、九州地区におきましてはコンピューター等を導入いたしまして最新の設備を誇ったと幹部みずからが申されるような炭鉱であります。この落盤事故は、機械が作動いたしまして事故対策ができたわけでございますけれども、過日の爆発事故というものは未然防止ができなかつた、何の役にも立たなかつたということことは、自動警報器については法令違反の疑いがあるのではないかと思いますけれども、この点どうでござりますか。

○國務大臣（村田敬次郎君） 今回の災害につきましては、これまでの調査等から見まして、会社側に当該箇所のガス状況についてのなれど過信があつたのではないかと考えられるわけでございますが、もしさうであれば大変に残念なことでござります。通産省としては、今後とも保安確保を最優先かつ大前提としての立場に立つて保安の確保に万全を期してまいる所存でございます。

なお、詳細につきましては政府委員から御答弁申し上げます。

報器は、採炭作業場、沿層の掘進作業場のほか、通気に異常があるときに可燃性ガスが停滞するおそれがある箇所で電気工作物を設置した箇所等に設置しなければならないということになつております。当該坑道は掘削跡を密閉した箇所とつながっているなど、可燃性ガスが停滞するおそれのある箇所でございますので、自動警報器を設置しなければならなかつた箇所ではないかと思つて検査をしておるところでございます。

○田代審士勇君 今、大臣からも、なれあるいは過信があつてはならない、また保安確保のために最善を尽くしていくという御答弁でございますが、これが何回も繰り返されて今日まで来たわけでもございません。今も御答弁の中にもありましたとおりに、事故現場付近にはガス自動警報器が設置されてなくてはならなかつたけれども、設置されなかつたなどいうことでございます。会社側も通産省も、炭鉱事故のたびことにガス警報器の設置を推進すると明確に約束をしてきました。今も同僚委員の質問にも出ておりましたが、北炭の夕張炭鉱事故、五十六年の十月の十六日、これから三年半たつております。また三井有明鉱の事故、これは五十九年一月十八日以来一年三ヶ月たつて今日に至っておりますけれども、今回もこういう同じことが、ガス警報器が設置されていたかどうかということが論議されている。これは失礼な言い方でありますけれども、重大な怠慢ではないかと思うわけでございます。そういう意味から高島礮は規則を守つていらない疑いが十二分にあると思うのです。

なぜかと言えば、私も現地へ参りました。そのときに監督官庁からは、山の事情が違う、火災の起きやすい山とガスの発生の多い山、それぞれの違いがあるから、重点的にその山に応じた重点指導をやっております、高島礮はガスの発生の高い鉱山である、だからそこに力を入れてまいりましたという、こういうような現地での事情聴取も聞いてきました。そういうようなことから考えますと、今回の経過にかんがみましてこういうような

○政府委員(平河喜美男君) 先ほど御説明いたしましたように、保安規則におきましては、可燃性ガスが停滞するおそれがある箇所で自動警報器を設置する義務づけをしております。一方、坑内には岩石坑道等可燃性ガスが停滞するおそれがない箇所も存在していることも事実でございます。したがって、日ごろから坑内の可燃性ガス状況の変化的確に把握いたしまして、保安規則にのっとつて可燃性ガス自動警報器を設置していくことが必要であるというふうに考えております。

このような考え方立ちまして、当省といたしましては自動警報器に対しまして高率の補助金を交付してその設置を財政面からも支援しておりますが、なるべく広く設置するよう進めているところでございます。

○田代富士男君 次に質問いたしますのは、扇風機の問題でございます。これは仮定の問題でございますが、もし扇風機が作動して換気が正常に行われたとするならば、ガスの爆発は起きていないのではないかと思うわけでございます。

現地観察をしているいろいろ説明があつたときに、現場は三月の二十六日以降作業を中止していくところである。扇風機の近くにいた者に生存者がいなくて明確なことはわからないと。そうしながらも、坑内係員に無線で局扇を運転してくれとの連絡があつたとの情報もあり、これについては地上からの判断で指示したのではなく、坑内から扇風機がとまっていることを知らされて、それにこたえる形で指示したものと理解した方がよいと考えております。そういうような質疑のやりとり等がありました。こういうやりとりからするとならば、今調査委員会が入つて原因究明なさつておりますけれども、状況判断しますと、少なくとも扇風機がとまっていたことは間違いない、明確であります

風機は特別の事由で保安上必要でないときのはか連続的に運転しなければならないとなつておるわけございまして、この災害地点の扇風機がとまつていたのは、保安上必要ないとしてとめさせたことがあります。ということを考えられるのかどうか。また、扇風機はふだんどのような管理をされていたのか、を教えてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(平河善美男君) 今までの調査によりますと、当日扇風機のスイッチの入れ方、あるいはそれまでにとまつていたのではないかといふにつきまして、いつからとまついたか、どういうとめ方をしたかという点について詳細は不明でございますけれども、かなり前からとまつていただけないかという可能性も高いと思っておりま

す。

それから、現場での扇風機の点検状況でござりますけれども、会社側の説明によりますと、日常点検は週に一回、定期点検は保安規程に従つて実施していたという説明になつております。当該該所の局扇の日ごろの点検の実施の状況、方法等につきましては、当方で詳細を捜査中でござります。

○田代富士男君 現地視察をした際に会社から説明がありました。その説明は、三月二十六日以降約一ヵ月間休止の状態であった、そこで休止している間にロープであるとか機器類の整備、ケーブルの取りかえ等整備をしておこうと、多持係長を中心としたけれども、その日は自分の責任ある場所であり、久しぶりに運転するので早く行つて事前に点検しようと思つて、八時三十分の人車よりも早い人車で下がつていつたと推測されると、こういう答弁がなされたわけなんです。

そこで、その後よく調べてみましたら、当日配番されていた人々は、早い人は六時二十分、それ

から七時、七時二十分の入車で入っていったいるんですね。そして、多持さんのような係長クラスはふだん八時に入ることになっているそうです。当日、たまたまふだんより二十分早い七時四十分の人車に乗られたらしく、この一番方の配番の全体よりは遅いのであって、一番に乗り込んだよな形ではなくして、ほぼ通常どおりよりもちょっと早いという、そういう状況じゃないかと。あえて言うならば係長クラスの乗る八時より二十分早いということだけでありまして、ここが休鉱再開後一番に行くべき責任ある立場の人がガスの測定をやる、そういう立場の多持さんが行ったそれは遅いのではないかということがひとつ問題になるのではないかと思いますけれども、ここらあたりはどうでしょうか。

それともう一つは、多持係長は安全対策の作業の責務を負つて行つたわけなんですね。ところが、安全対策のための作業が災害に巻き込まれるという皮肉なことになってしまったわけなんですね。そういう意味から、休止中の坑内の巡回に問題があつたのではないかと思いますし、この一ヶ月間ガス測定、落盤その他について手抜かりはなかつたのか、あわせて会社として安全対策のため教育をされていたならば事故を未然に防ぐことができたのではないかと思いませんけれども、ここらあたりいかがでございますか。

○説明員(高木俊哉君) ただいま先生の御質問の第一点でござりますけれども、いわゆるガス検定のために係員が一般の従業員より早く入坑し、その現場に到着してやるべきでなかつたかと、こういう御質問の要點だと理解してお答えをさしていただきたいと思います。

御指摘のとおり、当該係員は、係長でございますが、先生の御指摘のとおりの状況で入坑いたしております。これは通常でござりますと八時ぐらいいの入車で入るわけでござりますけれども、やはり多持係長は、当日は七時四十分ぐらいのもので入つていることは事実のようでございます。現在

それらについては詳細については調査中でござりますけれども、通常的にこういう場合にどういうことかと申しますと、先ほども対馬先生のとき

に、当該作業場でガスの検定を、検査を行つた上で入るべきでないか、三時間前だとか、あるいは一時間前だとかという話があつたかと思ひますけれども、この場合でございますが、通常の場合でござりますと、炭鉱というのは連続的に作業をい

たしますと、三番方でそれらのガス検定を行つておるわけでございまして、通常の場合は今のようにはそういう作業の手順等についてはどうであつたかということございますが、これらについては、先生御指摘のようなどころが問題であるとしても調査中だということを言わざるを得ないと思つております。

それから、第二点目の、そういう点で教育あるいはそういう作業の手順等についてはどうであつたかということございますが、これらについては十分私どもとしても今後その点については詰めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○田代富士男君 そこで、私は炭鉱のことは素人でございます。今さつき質問されました同僚の対馬先生は専門家でございます。そういう立場から、未熟な点もありますが、私のお隣りにいらっしゃいます伏見先生が当委員会で参考人としておこなわれたる北海道大学の名譽教授の磯部俊郎先生の御意見をお聞きいたしますと、今高木参事官が申請されたとおりに、入坑するときのいろいろな指示があるわけです。だからその指示はどうされてもんだらうかということをお聞きいたしますと、

○政府委員(平河喜美男君) いろいろ細かい点にござりますけれども、通産省として当然これは掌握しているのか、通産省としておかもくちやならないのですが、対馬先生はもう実態御存じだと思いますし、また専門家です

が、磯部先生のお話をお聞きいたしますと、約八項目の注意事項といいますか、指示事項があります。その八項目の指示事項の中でもだんなされてるのは三項目だけだ。一つは、作業場所とそこへ行く道筋、これが指示される、これはやらねばならない。二番目、一緒に作業をする人の職種、人数、氏名、これも指示されている。三番目、作業職種ごとの分担作業と作業の順序というのをやれども、この場合でございますが、通常の場合でございまして、一番方から三番方まで作業をいたしておりますので、当日の入坑を一番方とい

ます。私は素人でありますから、先生にお聞きをしました。対馬先生は専門家であります。監督官として掌握していらっしゃるでしょうと。だから、今後これを調査の段階で生かしていくといふことですから、生かしてもらいたいと思います。次に質問を進めます。この事故の問題に対し、こういう考え方を持っていらっしゃいますね。

袋坑道には通気用の局部扇風機が設置してあります。私は素人でありますから、先生にお聞きをしましたが、この局部扇風機の容量は記述がない。五番目、作業開始前の点検方法、特に保安上の諸点についての指示というのではなく、作業場備えつけの用具のそういうような指示、確認というものはほとんどなされてないのではないか。六番目、作業実施中の諸注意、特に保安上の諸点、これもほとんどなされてないのではないか。六番目、作業箇所よりの帰路、これでないのとは違うか。七番目、作業終了報告の方法と保安点検結果及び申し送りに関する伝達の方法がやつたりやられてなかつたりしているのではなかろうか。八番目、作業箇所よりの帰路、これでないのとは違うか。七番目、作業終了報告の方法と保安点検結果及び申し送りに関する伝達の方法がやつたりやられてなかつたりしているのではなかろうか。八番目、作業箇所よりの帰路、これは徹底されている。

今八項目のうち、一番、二番と八番日の三項目についてなされていない。こういうことを専門家の立場から今まで指摘をしてきたけれども、一向に改められようとしたかった。基本的なことをおろそかにしたこうしたことが大惨事を招いたのではないか。それはまさに、この事故は何とともにやり切れない無力感を覚えるものであります。言うことを聞かない暴れっ子に何回言つて聞かせても一向に守らうとせず、とうとう大きなのがをして取り返しのつかなくなつたようなものでありますと、このように嘆かれておりますけれども、これも、実態を通産省はどのように掌握されておりますか。

○田代富士男君 ふだん掌握されてなくてはなりません。私は素人でありますから、先生にお聞きをしました。対馬先生は専門家であります。監督官として掌握していらっしゃるでしょうと。だから、今後これを調査の段階で生かしていくといふことですから、生かしてもらいたいと思います。次に質問を進めます。この事故の問題に対し、こういう考え方を持っていらっしゃいますね。

袋坑道には通気用の局部扇風機が設置してあります。私は素人でありますから、先生にお聞きをしましたが、この局部扇風機の容量は記述がない。五番目、作業開始前の点検方法、特に保安上の諸点についての指示というのではなく、作業場備えつけの用具のそういうような指示、確認というものはほとんどなされてないのではないか。六番目、作業実施中の諸注意、特に保安上の諸点、これもほとんどなされてないのではないか。六番目、作業箇所よりの帰路、これでないのとは違うか。七番目、作業終了報告の方法と保安点検結果及び申し送りに関する伝達の方法がやつたりやられてなかつたりしているのではなかろうか。八番目、作業箇所よりの帰路、これは徹底されている。

今八項目のうち、一番、二番と八番日の三項目についてなされていない。こういうことを専門家の立場から今まで指摘をしてきたけれども、一向に改められようとしたかった。基本的なことをおろそかにしたこうしたことが大惨事を招いたのではないか。それはまさに、この事故は何とともにやり切れない無力感を覚えるものであります。言うことを聞かない暴れっ子に何回言つて聞かせても一向に守らうとせず、とうとう大きなのがをして取り返しのつかなくなつたようなものでありますと、このように嘆かれておりますけれども、これも、実態を通産省はどのように掌握されておりますか。

○政府委員(平河喜美男君) いろいろ細かい点について御指摘いただきまして、今後の検査の段階におきまして十分その辺をチェックしていくたい

可能性あるにもかかわらず、綿密なガス測定をしなかつたことになり、保安係員固有の義務を怠つたことになります。死亡者の中に職員が含まれている点は、この点の疑いを濃くし、何のために、このように不注意であったかと思います。

りませんでした。その明確でない時点の新聞報道でも、今回の災害発生地点の近くに古い坑道があり、岩盤のひび割れ、密閉不全等、何らかの理由でそこからガスが漏れてきたのではないかという有力な説がありました。今同僚の対馬先生からも第一番目にこの問題が取り上げられたところでございますが、私の手元にも立地公害局から「高島炭鉱の一部操業再開について」という資料が届き

から、一回鉱山の総点検をやつたらどうですか。それとあわせて、一番最初にも、このガス自動警報器の設置の問題が第四番目のところに講じた措置としてなされておりますけれども、これもあわせて本当に今度は真剣に安全対策のための総点検をやってもらいたい。これは、私はこの当委員会の委員といったとして事故を未然に防ぐためにもお願いしたいと思います。

政務次官は新潟へ御出発ということでおざいますから、もう出發されなくちゃならないかと思ひます

そして、その当時新聞に煙がどんどん出でていたという新聞報道がされていたことに対しまして、現地の茂木所長が、煙等は一切出ておりませんということを明言されました。新聞報道は違います。こういうお話をございました。

この事故が起きた災害通報の第一報を、商工委員として監督官庁の通産省から私いたきました。その第一報には、午前九時前後、飛島二鷲巻き立て付近で煙が発生し、全員退避指令を出した。だから私はそこで質問をいたしました。同僚が、この災害が起きて救助隊が出動するまでの時間がかなりかかっているじゃないかという質問を

者が罹災するような灾害の可能性がある」ということが書かれていますが、時間の制限もありますので……こういう御意見を聞かせていただきま  
した。

たけれども、これを裏づけるようなことになつたのではないかと思うんです。ガス発生率の高い高島炭鉱であるということを今さつきも申し上げましたけれども、今回の事故の現場は、高島炭鉱全体としてそういうガスの発生率の高い炭鉱であるけれども、その中にあってガス突出警戒区域というものがさらに指定されてあるそうですけれども、これを裏づけるようなことになつたのではないかと思うんです。ガス発生率の高い高島炭鉱であるということを今さつきも申し上げましたけれども、今回の事故の現場は、高島炭

○政府委員(田沢智治君) ただいま田代先生が御指摘されたようなことは大切なことだと私たちも思つております。

そこで、私どもとしましては、ほかの炭鉱に直ちにこの事故後この事情を説明いたしまして、点検をするように指示いたしております。

も、これもそのとおりだと思つております。

じめわかつていて処置ができれば事故は起きなかつたんじやないかといふ仰せでござりますけれども、

のことでした。だから慎重の上に慎重に取り組んだ中から、私はそれを前提にして質問しますけれども、今所長は、煙は一切出なかつた、どこにも発表していませんと言つた。にもかかわらず、我々のところには煙が來た、これは煙に巻かれてしまつたことになるわけです。出ていないところから煙が出た。これはどうなんだ、私は茂木所長に質問した。茂木所長は一瞬とまどつたところで、そこにいらっしゃる高木参事官がそばから立ち上がりまして、その煙というものは、この爆発のときの、何か積んであるあれは何だったですか

たから、そういうことを考えれば、また対馬先  
生から指摘があつたとおりに、これは保安団に記  
載がされていなかつた、監督官厅としてもこの場  
所を掌握をしていなかつたというような御答弁も

人間の生命といふものは、地球よりも重いといふ次元で対応するということは、所管官として当然だらうと思ひますし、また帰りまして鋭意検討いたしまして、そのような体制をしくよろに努力をいたしたいと存じます。

田代富士勇君 今調査中だからそれ以上のこと

それと同時に、我々が現場へ調査に行く前にい  
つてお出なさいかと思ひますけれども、専門家の意見で  
ありますから、参考にしていただければと私は思  
ます。

事故であるかということが現在ほど明確ではあ  
ります。それでどうでしようか。政務次官も御出席いただ  
いておりますし、それと同時に、こういうことは  
他の炭鉱にも、高島礦以外の他の炭鉱にも類似箇  
所は多いと思うんです。だから、そういうところ  
を、全国の鉱山を監督官庁として掌握すべきこと  
を掌握されてなかつた、そういう実態であります

官が御出席でござりますから、私現場で御質問したことでございますが、我々現場へ行くときに専門家である対馬先生にいろいろ教わって行きました。炭鉱の災害というものはどういうことかと、単純に言えば火災の災害と爆発と二つなんだと、火災の場合煙が出るけれども、爆発のときには煙が出ないんだというお話を聞いて行きました。

はどう説明するか、これを煙に巻かれたということがなんだと私は言つてゐるわけなんです。  
そこで、私は用語の問題ですけれども、煙について、坑内火災には粉じんと発煙と区別されてないような、そういうようなことについて、通産省はほかの省と違いましてこれはそういう専門局なんですね。だからそういう面で、私はこれはとやかく言うわけじゃないけれども、言葉遣いをもうち

よつと検討する必要があるんじやなかろうか。あのとき高木参事官がおっしゃつたけれども、これはそういう意味において、今後のためにそういう報告をしていないというような、煙だということじゃなくして、ある程度明確な用語というものの中を区別といふものを検討されて、こういう場合はこうだということを検討されたらどうですかといふ、これは提案でござりますけれども、いかがでございましょうか。この前、高木参事官いらっしゃって、一言何か言いたいでしょうかと言つてください。

○説明員(高木俊毅君) ただいま先生の御指摘でござりますけれども、当日二十四日に災害が八時四十五分前後に発生したわけでござますが、そのときの情報の収集でござりますけれども、私も福岡鉱山保安監督局に第一報が入りましたのは、やはり煙が発生して坑内でどうも火災が発生したらしい、こういうことでございまして、実は私ども東京におきまして監督局の方からそういう報告を受けた際には非常にショックを受けたわけでございまして、これは前回、昨年の一月に三池炭鉱におきまして坑内火災を発生いたしておりますとして、私どもといたしましては坑内火災対策についておつたわけでございまして、そういう観点からは非常にショックを受け、同時に諸先生方にはなまづきましてはその後万全を期しているつもりでやつておつたわけですが、こういう立場に立ちまして、真摯な立場に立ちまして、間違ったかもしれませんけれども、そういう報告をさしていただいたわけでございます。

したがいまして、本件につきましては私どもも重々反省はいたしましたが、今後ともこういふ災害につきましては、こういう情報の収集の仕方に若干のそごがあることについては、先生方のお許しをいただければ今後ともやりやすいかと思っております。よろしくお願ひを申し上げます。

○田代富士男君 警察庁の方は見えてないですか。な。——じや結構です。

それでは、大臣もお見えになつた時点で、私の質問時間が来ているような状況でござりますけれども、政府の調査団の調査活動は今も進んでいますからと思ひますけれども、現在どの辺まで進んでいらっしゃるのか、またいつをめどに結論を出そうとしているのか、さらしあるのか、そこらあたりを聞かしていただきたいと思ひます。

それと同時に、一番最初にちよと申し上げましたけれども、高島礎で五月の初めに落盤の事故が起きておりますけれども、同じ会社で続けて事故が発生するということは余りよいことではないと思ひますけれども、やはりこれに対しても考え方があるんではないかと思ひますし、こういうこともあわせてお答えいただきたいと同時に、大臣に対して最後の質問でございますけれども、高島礎はコンピューターなど最新の保安設備を誇る炭鉱であります。大臣も御存じのとおりでございますが、同社の幹部も安全対策は万全を期していいたと、このように言つていらっしゃるわけなんですが、このコンピューター等の最新の機器に頼る余り、安全対策に取り組むという真剣な姿勢に欠けたところがあるんじやなかろうか、そういうところが今大臣の留守中にも指摘いたしましたが、ガス自動警報器の未設置、扇風機の連続運転の休止等が指摘されておりますけれども、真剣な姿勢があればいろんなものをつくものなんですね。これはこうしなければならない、それなりの責務の立場にある人はそういう経験を多分に持っておりますけれども、こういう意味からいたしまして、今後鉱山行政に取り組む大臣の決意をお聞かせいただきたい。

これで質問を終わります。

○政府委員(平河喜美男君) それでは事務的なお答えを先に述べさせていただきます。

まず事故調査委員会の今後の見通しでござりますが、災害発生の翌日二十五日に伊木東大名脳教授を委員長とする調査委員会を設置しております。直ちに二十六、二十七日の両日現地の調査を行いまして、その後も銃調査を進めているところ

ろでございます。その結果の取りまとめにつきましても、何分調査が縮についたばかりでございますので、今はまだいつ最終の報告が出てくるかといふことは、明確な見通しについてはちょっと述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、再開後落盤があつた事故に関してでござりますけれども、爆発後に労使間による総点検をいたしまして一部の再開をいたしましたにもかかわらず、このような落盤事故が発生しましたことは我々としても非常に遺憾に思つております。今後とも当該炭鉱の保安状況の追跡等を行いまして監督指導に万全を期してまいりたいと思っております。

○國務大臣（村田敬次郎君） 今回の災害につきましては、これまでの調査等から見て、会社側に当該箇所のガス状況についてのなれど過信があるのではないかと思われる点がございます。もしそうであれば大変残念なことだと思います。通産省としては今後とも保安確保を最優先かつ大前提としての立場に立つて、保安確保に万全を期してまいり所存でございます。

今委員御指摘のよう、コンピューターあるいはそういった近代的設備が整えばそれでよしとするのではなく、このような災害が起きるよつて来る原因があるわけでございますから、しっかりと引き締めて保安確保に対応しなければならないと存じます。

○市川正一君 今回の高島炭鉱の事故原因は、飛島二回坑道の上部にたまつたメタンガスが爆発したためと、ほん今までのやりとりや報告などを聞いて確定できると思うんですが、どうですか。

〔委員長退席、理事前田寅男君着席〕

○政府委員（平河嘉美男君） 御指摘のとおりでございます。

○市川正一君 その飛島二回坑道上部ですが、これは行きどまりになつていて、メタンガスがたまたまやすい坑道で、岩石坑道と聞いております。ここになぜガスがたまつたのか伺いたい。

○政府委員(平河嘉事男君) 飛島二鉱上部のロード坑道そのものは岩石坑道でございますので、通常はメタンガスがたまりやすいところではございません。ただ、このロード坑道の上部に、過去に石炭採掘に使用いたしました上一片坑道がござります。その奥部は密閉されておりますものの、現場の状況から見まして、ここからガスが浸出したのではないかというふうに考えられております。

○市川正一君 今お答えがあつたように、私どもの調査でも、飛島二鉱坑道上部につながつてゐる旧坑道ですね、かつて採炭をしていたところであります。それが密閉してあつた。そしてこの旧坑道に充満したガスが、密閉部分の亀裂などを通して、行きどまりになつている地点付近にまたた可能性が極めて強いと、こういうふうに、同じよう理解いたします。

そこで問題なのは、なぜメタンガスがたまつていることを爆発前に発見できなかつたんでしょうか。これが一つの問題ですが、どうお考えですか。

○説明員(高木俊毅君) ただいまの先生の御質問でござりますけれども、先ほどから諸先生方の御質問の中にもござりますように、当該坑道は岩石坑道でございまして、常日ごろからここにはガスがないという過信があつたのはなからうかということは、私どもとしても推定しているところでございます。

○市川正一君 過信とかなれとか、さつきから盛んに乱発されるんだけれども、その過信があつたという精神的なものやなしに、結果としてそこへ巡回を怠つていただいうことになるわけでしょう、過信から引き出される行為の現象は。この爆発のあつた飛島の二鉱坑道は休廃止坑道じゃないんです。一月間使ってなかつただけのことでしょう。つまり、生きているというか、まだ稼働中の坑道なんです。ということは、いいですか、もう引用しませんが、石炭鉱山保安規則の第二十五条の二で、毎作業時間に一回以上巡回することが義務づけられている箇所に該当すると思うんです。



ある答弁を求めたし。

○政府委員(平河喜美男君) 当日の審議官の答弁の真意は、私ども立地公害局でございますから、当然保安第一主義の觀点から炭鉱を常日ごろ指導しているという立場を強調したものであるうかと思つております。

その先生の御指摘の点について申しましたのは、私どもが生産第一主義じやないかといふうに言われたのではないかと思って、そうではないということをつい強調したんじやなかろうかと思つております。

○市川正一君 そういういかげんなことはおよしなさい。あなたも速記を起こしたのはあると思うんです。私はこのときにも、夕張新鉱、三池有明のことも取り上げて、人災として指摘いたしました。昨日、有明鉱の慘事に対し、所長ら十九人を業務上過失致死傷容疑で福岡地検が書類送検いたしております。こういう相次ぐ重大災害の統記で、書類でも明らかかなように、私はこう述べてゐるんですよ。「私は何も通産省が安全第一主義を放棄しているというふうなことを言っておらぬ。生産第一主義に走っているそういう会社に対して、監督官庁としての責任を痛感してほしいんですよ。」と、こうもさえ、いわば言うならば配慮ある立場で発言をしているんです。そして本委員会として現地調査にこれから入る。その調査報告を待つて、はつきりしようということに問題を持ち越しました。

繰り返して確認しますけれども、本日のやりとりからも、またここに本委員会の委員派遣の報告もあります。したがつて四月二十五日に私が述べたことと考え方が違うというのは、一体どういうことになるのか。その違うということは間違つたというなら間違つていて、今も変わらぬといふのだった変わらぬ、取り消すなら取り消す、はつきりしてほしいと思います。

○政府委員(平河喜美男君) 私どもといだしまし

す。今後とも、そういう点で改正に對処してまいりたいと思っております。

○市川正一君 この山本審議官の発言に対し、上司としてどうなさるのかということを私は聞いているんですよ。

○國務大臣(村田敬次郎君) 四月二十五日の市川委員の御質疑に対しまして、私もお答えを申し上げた記憶がございます。

これは、私と市川先生との立場は保安第一主義、そして誠意を持つて対応をするということをお答え申し上げたと存じますが、今、山本審議官のその折の答弁を検討いたしておるのでございま

すが、ここに今、山本審議官がおりませんので、ちょっとその真意のほどが図りかねるわけでござ

りますが、私は、市川委員が先ほど御指摘になつたような、生産性第一主義を市川委員がとつておられるという前提でお答えを申し上げたのでは全

くないというふうに聞き取りました。したがいま

して、もそぞういうふうにお聞き取りになられたとすれば、それは山本審議官の表現が不穏當であつたかと思いますので、上司として、私からおわ

び申し上げます。

○市川正一君 三点、整理して私申し上げます。

まず、大臣とのやりとりについては、ここにありますように、「大臣の決意はよくわかりました」ということで、大臣と私とのやりとりはもう

後くされはないんです。「しかし山本審議官、あなた」はということで、審議官が私と意見が違うと

言ふので、それはどこが違うんだということを、現地調査やその他、行ってからはつきりしようじ

越しておるんですよ。それが第一点です。

それから第二点は、きょうは山本審議官がおら

ないので云々ということですけれども、私どもと

しては、山本審議官に出席してほしいということを再三にわたつて申し入れています。しかし、き

うはほかの用事があつてどうしても出られな

い、ならばそれはやむを得ぬと、しかし、上司で

ある平河局長がお見えだから、だからその局長の

責任においてこの問題については決着をつけるようにしてくれということできょう臨んでおるの

で、何も欠席裁判をやるようなことは全然やつてないというのが第一点です。

それから第三点は、そういうよう受け取れる

ところはないが、市川が生産第一主義をやつている、私が、市川が生産第一主義をやつている

というような意味での誤解だというふうには、それは常識的に言つても思ひません。しかし、文

脈から言つたらそもそも読み取れるので、まさかそ

うではないでしょ、ねというふうを聞いただけの

ことで、その後の問題、すなはち、この問題について、じゃ、どここの意見が違うのか、どこで見解が違うのか、違うならばその違いをはつきりしてほし、そしてまた、違うんだつたら、この

意見は違うという部分は取り消してほし、といふことを、もう時間もないですから、後くされ

ないよう、いうふうに聞き取りました。したがいま

して、もそぞういうふうにお聞き取りになられたとすれば、それは山本審議官の表現が不穏當であつたかと思いますので、上司として、私からおわ

び申し上げます。

○市川正一君 三点、整理して私申し上げます。

まず、大臣とのやりとりについては、ここにありますように、「大臣の決意はよくわかりました」ということで、大臣と私とのやりとりはもう

後くされはないんです。「しかし山本審議官、あなた」はということで、審議官が私と意見が違うと

言ふので、それはどこが違うんだということを、現地調査やその他、行ってからはつきりしようじ

越しておるんですよ。それが第一点です。

それから第二点は、きょうは山本審議官がおら

ないので云々ということですけれども、私どもと

しては、山本審議官に出席してほしいということを

た激しく追及されましたので、もう私から何も言

うことはないわけです。ただ、私はちょっと観点

を変えて、こういう問題について根本的に考え直す必要があるのじゃないかということを申し上げておきます。

この問題につきましては、おととい補助金の特別委員会でも私取り上げたわけです。といいますのは、これはもう皆さん御存じのよう、今現在六十年度で石炭対策予算として石炭勘定合計で千二百五十九億円計上されているわけですね。そのうちで、いわゆる石炭鉱業の合理化安定対策、要

するに石炭の生産を続けていくための補助金だけですね、それが三百八十七億円計上されているわけです。これほどの補助金があるということで、補助金の面から私はこの問題を取り上げたわけですね。

私、そのときに不謹慎なけれどもと、いう前置きをしながら申し上げたんですけども、私が承知

しておる範囲では、昭和五十年から六十年、つい前の事故までこの十一年間に毎年事故が起つて

いる。起ころなかつたのはたしか五十年だけだと思いますが、そのかわり、五十六年には四つぐら

い起こつて、いるというふうなことで、毎年この事故で大体四十八人ぐらいずつ平均亡くなつてお

られるんですね。そして、負傷者というのは割合少なくて二人ぐらいいプラスになる程度で、毎年五六十人ぐらいの死傷者が出てている。この十年だけ見てもそういうことが続いているわけです。

私はあのときにも申し上げたんですけども、これまで果たして石炭をやらなきやいけないのかどうか、やっぱり見直す必要があるのじゃないかと

いうことを申し上げたわけです。これはいろいろ議論もあると思いますし、異論もあると思うんで

すけれども、そのときの通産省のお答えは、これ

ある政府委員(平河喜美男君) 保安第一主義である点については違いません。

○市川正一君 終わります。

○木本平八郎君 この問題につきましては、先ほ

どから各委員から問題点のすべてにわたって、ま

はエネルギー対策としても将来のことを考えてこれだけの犠牲を払ってでもやつていいかなぎやいかぬのだ、これをやめるつもりはございませんということをはっきり大臣も答弁なさいました。私も現状のところはそうだろうと思うんです。

なつて いるわけじや ないん ですけれども。そこ  
で、やはりこう いうものは、私はこの際神の脚本  
といふか、採炭産業を続けていく からには避けら  
れないん だ、神に 要求され て いる いにえなん だ  
といふ うに割り切つて、そこから対策その他の物  
づきと行 くよ。

○木本平八郎君　そのとおりだと思います。それで、私も原則的にはそうせざるを得ないのじやないかとは思うわけです。

ところが一方、最近市場開放の問題、圧力もかかってきてる。日本へ一千万トント�、金額へ一億

済んで再開して、そこそこの処分とかおしかりも終わった。もうそれでほっとして、これで事は片づいた、あよかつたよかつたと、まあ一杯飲むかどうか知りませんけれどもね。そういうふうに問題がすり変わっちゃう可能性があると思うんですよ。

の考え方をよくおしゃれな言葉で表現して下さる。しかし、そのためのしょっちゅうの会話は、結構大変だなあと思ふ。でも、その辺の答弁をお聞きすると、非常に苦しいでしょうけれども、適当で結構です。から、少しお考えを聞きたいんですけど。

が、できて、日本は一千万トンくらい輸入して、日本で採炭しているのが大体千六、七百万吨、両方合わせて約一億トンですね。二割ぐらいいしか生産していないし、各国とも石炭の輸入と

いわゆる怒られているから何とか怒られているのを逃げようということにばかり頭がいってしまつて、本当の問題、事故防止とかなんとかといふ二三、四、五ほどの考え方、まあそなえど

そうしますと、事故防止に最大の努力を続けるということを前提にしても、あるいは来年もまた起ころうのじゃないかという気がするわけですね。私は、去年の有明と今回と二回しか経験ないわけですが、議員としては、しかし、そのときにも申しわけたがんすけれども、やっぱりというか、ああまたかという感じを率直に言つて受けるわけですね、こういう事故が起ります。

○国務大臣(村田勘次郎君) 木本委員おっしゃる  
とおり、私はこういったこと一つ一つが神の摂理  
であるという考え方によくわかるんです。そして  
てまた、事実、石炭の置かれておる状況といふも  
のを見ますと、日本の場合は採掘の条件が極めて  
悪い、そして非常に掘る方が労力をされて、しか  
かも会社の方でも随分いろんなことを注意してみて  
も、なおかつ採算的にもとても外国炭に対応する  
だけの安い石炭は出ません、これはもう条件が全

いうのは相当制限している。日本は非常に多い方だ。しかしながら、やはりオーストラリアなんかにとつてみれば、そんなに日本で無理して掘らざるにおれのところで買ってくれよ、一トンでも一トンでも買ってくれという要求は当然あると思うんですね。そういう点からもやはり検討はしなきゃいかぬだろうとは私は思うんです。ただしかし、そういういろいろな環境の条件その他非常に悪い条件を抱えながらも今後も石炭産業を続けていく

ことに、伊勢湾の震災の方へおもわれるとうか知りませんけれども、今生懸念高島の問題は注視されていると思うんですね。これに対しても通産省がどういう対応をするだらう、国会がどういう対応するだらう、あるいはあれまたつぶされるのじやないかとか。それで、これがうまくおさまると、ああよかったです、ほっとしたというふうなことの繰り返しが、結局、基本的に、対策がおろそかになると思わないですけれども、どうも問題

それで、少し不謹慎な言い方をしますと、これはまだ調べていませんけれども、多分すっと過ぎ去る程の衆参両院における商工委員会あるいは災害対策委員会がエヌ特かなんかの議事録を全部引き出しますと、毎回通産大臣がこういう事故は絶対に起こらない、再発しないように最大の努力を傾げますということを必ずおっしゃっていると思うんで

然違うんですから。露天掘りのできるような良質炭と、日本のようにある程度掘り尽くして相当深いところへ行つて労働条件が悪いのに働かなければ掘れない、そういう労働そのものを比較してみると、木本委員が御指摘になるような点はよくわかるんです。

ただ、午前中に、先ほど対馬委員にもお答えを

ということであれば、ちょっと結論的に申し上げて、私はこの際やはり各会社と組合に任したらいのじやないか、自決権を与えた方がいいのじやないか。

の所在を薄めているのじゃないかという気がする  
んですね。その辺、監督の立場にある局長はど  
ういうふうにお受けとめになっていますか。  
○政府委員(平河嘉美男君) 保安問題につきまし  
ては、私どもの方の規則その他で取り締まるのは  
当然でございますけれども、やはり第一義的には  
企業なり労働者の意識というものに基づきました

すね。おもしろやつで、ながら、こういうことが生まれているということなんですよ。これは決してうそを言つておられるとも思わないし、でたらめだとも思わないし、そのとき、その場逃れのこと、を言つておられるとも思わないんですね。多分、私が明くる日、まあならないでしようけれども、通産大臣になつても同じことを言うと思うし、言わざるを得ないと思うし、本気になつて腹の底からそう思うんですね。しかし、それでも起こつてゐるということなんですね。

申し上げたように、いわゆる地域産業としての問題、それからまた地域の雇用の問題、そういうふたつを考えてみますと、木本委員のようにすっぱりと割り切るということができないわけでござります。したがって、一次エネルギーの石油に対する依存度が極めて高いことや、石油代替エネルギーの導入開発が国家的な課題であるといふ意味から、ここまで縮小してきた石炭産業をこれ以上縮小させないで、ひとつ企業努力それからまた石炭を買う方のニーザーの努力、また石炭産

方もそうですが、余りにも干涉し過ぎるのじゃないかという気がするんですね。確かにこれだけの死亡事故が起こっているわけですから、死亡事故というのは、先ほどどなたかおっしゃったように、地球よりも人命は重いという前提に立てばそれは国会を挙げて騒ぐほどの価値があるかもしませんけれども、問題はそういうのがかえって問題の解決の足を引っ張っているのじゃないかという気がするわけですよ。

**自主保安体制**といふものが必要であることは間違いない事実でございますから、私どもは決してそういうことにならないよう、彼らが自分で保安ができるよう、そういう指導をしているつもりでございます。

私は、これを見ていると、どちらも雨降りの口口に  
傘を差して歩いているようなもので、彼ら用心一  
てもぬれることは避けられないのじやないかとい  
う気がするわけですね、だからといって絶望的

業をバックアップする国の立場というような、三位一体として今後も保安問題に注意しながら続けていくことが私どもの現在石炭産業に対してとつておる立場だということを申し上げさせて

起こった。そして、通産省も騒ぎ立てる、国会も騒ぎ立てる。そうすると、会社とかみんながその対応に必死になつて、言いわけ等なにして、調査がとそこそこの対応をやつて、それで何とか調査が

減ってきてるのは、会社なり組合なりの努力だと思うんですよ。これはどうしてかといいますと、やはり事故を一番怖がっているのは中に入っている採炭夫の人たち、坑内夫の人たちな

んですね。それで、やはり事故を一番恐れているし、嫌がっているのは会社なんですよ。国会ではないんですね。通産省ではないんですよ。通産省もこういうところに呼び出されてつるし上げられるから嫌がっているかもしませんけれども、そんな程度なら大したことはないんですね。一番怖がっているのは現場の人たちです。その人たちがやはり一番知っているはずだし、一番やっているところが実ははつきり言つてそれだけの金がないんだ、それじゃそれは補助金で出してやるとか、実務的にはこういう調査もしたい、先ほどの何かいひのじやないか。今通産省のやつておられるところが実ははつきり言つてそれだけの金がないんだ、それじゃそれは補助金で出してやるとか、むしろそういうふうな少しへこんでやる方がいいのじやないか。今通産省のやつておられるところは過保護ママと同じですね。だから、かえつて子供の方は甘えてしまつて、ママに任してママの顔

色しか見ていない。私はそういう状況じゃないかというふうに感じるんではけれども、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 石炭産業というのは、先ほど申し上げましたが、やはり国の産業として残さなければならぬいろいろな理由があるわけございまして、ここまで縮小してまいりますから、今後の方針といたしましては、企業側の努力、そしてまた炭価が高いわけありますから、石炭を使うユーダー側の協力、それに政府としてもできるだけの支援をする、そぞれでございまして、この度まで縮小してまいりますから、おおむね最近の事例でありますから、私は当たらないと思っているのでございます。

○木本平八郎君 それで、私はそういう状況でどうしても続けていかなきやいかぬということになると、やはり一番問題は、犠牲になる人あるいはその遺族の問題だと思うんですね。

そこで、私のひとつ提案なんですが、普段よく何やるかわからないとか、そういうことじやなくて、まず会社と組合を信じてやるというところから規制というのは始まつていいのじやないか。だから、今、中曾根内閣でやかましく言つてゐるデレギュレーションということをまずここからお始めになつたらどうかと思うんですね。

それで、ちょっと時間がないですから、どんどん自分の意見だけ先に言つてしましますけれども、官庁はむしろ労使の間で、今度の事故で例えば遺族補償の問題あるいは保安上の問題でトラブルがあつたときに裁定するとか調停に入るとか、あるいは保安上でコンサルタンツをやるとか、実務的にはこういう調査もしたい、先ほどの何かいひのじやないか。今通産省のやつておられるところが実ははつきり言つてそれだけの金がないんだ、それじゃそれは補助金で出してやるとか、むしろそういうふうな少しへこんでやる方がいいのじやないか。今通産省のやつておられるところは過保護ママと同じですね。だから、かえつて子供の方は甘えてしまつて、ママに任してママの顔

て、危険な作業に従事するということで上乗せの補償についての補助金を出したらどうだといふお尋ねかと思うわけでございます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 石炭産業の御案内のとおり、労災補償のほかに、企業の中

での補償といいますか、具体的には弔慰金とい

ういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) は、名前で支払いが行われるようございますが、会

社と組合の間でいろいろと交渉がなされまして、過去の例でありますと、おおむね最近の事例で

北炭夕張の場合あるいは三井三池の場合で一人当

たり千七百万円、あるいは三井の場合には、扶養

家族がいらっしゃる場合には千九百万円といふよ

うな弔慰金という名前での補償金が払われておる

わけでございます。今回の場合も、会社側から私

どもが承ったところによりますと、誠意を持って

この辺を組合側と交渉している途中であると

うふうに聞いておりまして、国がそういうものに

補助金を出すかどうかというとつままして

は、先生の貴重な御意見として承つておきたいと

思つてあります。

○木本平八郎君 ぜひ前向きに検討していただきたいと思うわけです。

最後に、これは石炭の問題とは関係ないんです

けれども、石油の問題について。けさほどの日本

経済新聞ですか、そこにアメリカからガソリンの輸入の自由化ということを求められているわけですね。これについては、先般いろいろ私の方から申し上げているわけです。今回、ぜひこの問題についても、私は通産省として国際感覚をシャープにして取り組んでいただきたい、いきさつもいろいろあると思うんですけども、私は、こういうことが必ず起るんだろうということで今まで申し上げてきたわけですね。やっぱり案の定起つたという感じがするわけです。したがつて、いわゆるインターナショナルトレードのミニストリーですから、やはりその点、国際感覚をシャープにして取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。何か御意見ございましたら……。

### 午後三時二十七分散会

#### 〔参考〕

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案の一  
部を次のように修正する。

(第二条から第四条までを次のように改める。  
(貿易研修センターの解散)

第二条 貿易研修センターは、この法律の施行の時において解散する。

(残余財産の帰属)

第三条 貿易研修センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、貿易研修センターの設立のために出えんをした者に対し、その出えんをした額の限度において、その出えんをした額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定の適用については、国がその資本の全額を出資している法人のした出えんは国

のした出えんとみなす。

3 第一項の規定により残余財産が分配された後において、なお残余を生じたときは、その剩余財産は、国庫に帰属する。

○政府委員(高橋達也君) 労働災害補償に加え

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、木本委員が御指

(再就職の援助等)

摘にした新聞記事でございますが、実は米政府がガソリン輸入解禁を非公式に要請してきたという事実は私は一切聞いておらないわけでございます。

なお、六十年代の石油産業政策の検討の一環といたしまして、現在、石油審議会石油部会の小委員会で消費地精製方式のあり方にについても検討を進めているところでございまして、中長期的な今後の対策としてはひとつ前向きに対応をいたします。

このように考えておるところでございます。

○委員長(降矢敏義君) 本調査に関する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたしました。

このように考えておるところでおあります。

第四条 国は、貿易研修センターの職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

本則に次の一条を加える。

(罰則)

第五条 第三条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は残余財産について出えんをした額に応じない分配をし、若しくは出えんをした額を超える分配をした貿易研修センターの清算人は、三万円以下の過料に処する。

附則第一項中「公布の日」を「昭和六十二年四月一日」に改め、同項ただし書を削る。

附則第七項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とし、同項の前に次の見出し及び一項を加える。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第四項、第五項及び前項の規定による改正前の所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第一第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第一号の規定は、清算中の貿易研修センターについては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則第六項を附則第七項とし、附則第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二項の見出しを削り、同項中「(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失効前)」を削り、同項を附則第三項とする。附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

(貿易研修センター法の廃止に伴う経過措置)

2 旧法(第二十一条及び第二十三条を除く。)は、貿易研修センターの解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

昭和六十年五月三十日印刷

昭和六十年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C